

高崎健康福祉大学大学院農学研究科 設置の趣旨等を記載した書類

【 資料目次 】

- 資料 1 高崎健康福祉大学および大学院の学則ならびに人材養成に係る目的
- 資料 2 高崎健康福祉大学農学部地域連携等の状況
- 資料 3 地元自治体、農業界および関連産業界からの要請状況
- 資料 4 高崎健康福祉大学大学院農学研究科設置に関するアンケート（概要）
- 資料 5 高崎健康福祉大学大学院農学研究科が養成をめざす人材像
- 資料 6 高崎健康福祉大学大学院農学研究科の3ポリシー（DP、CP、AP）
- 資料 7 高崎健康福祉大学大学院農学研究科博士前期課程のカリキュラム
- 資料 8 高崎健康福祉大学大学院農学研究科博士前期課程の履修モデル
- 資料 9 高崎健康福祉大学大学院農学研究科博士後期課程のカリキュラム
- 資料 10 高崎健康福祉大学職員定年規程
- 資料 11 高崎健康福祉大学大学院農学研究科 研究指導・審査スケジュール
- 資料 12 高崎健康福祉大学における公正な研究活動及び適正な資金執行規程 および
高崎健康福祉大学研究活動等における不正に対する措置に関する内規
- 資料 13 高崎健康福祉大学研究倫理委員会規程
- 資料 14 高崎健康福祉大学大学院農学研究科の教室・実験室見取図
- 資料 15 高崎健康福祉大学農学部と大学院農学研究科の関係

高崎健康福祉大学および高崎健康福祉大学大学院の学則ならびに人材養成に係る目的について関連する箇所を以下に抜粋する。

高崎健康福祉大学学則

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 本学は、教育基本法および学校教育法に従い、自利利他の精神のもとに、人々の健康と福祉および社会の発展に貢献する有為な人材を育成するために広く豊かな教養と各学科の専門知識・技術を深く享受し、併せて快適な人間生活の方策を考究する。

2 前項に基づいた各学部・学科ごとの人材養成に係る目的および教育目標に関しては、別に定める。

高崎健康福祉大学人材養成に係る目的

高崎健康福祉大学学則第 1 条 2 により、各学部・学科毎の人材養成に係る目的について、次のように定める。

健康福祉学部

医療情報学科：健康・医療に関する専門知識と先端情報技術を兼ね備えた健康医療分野の情報化を担う人材を養成する。

社会福祉学科：高度化・多様化する福祉ニーズに対応した専門的知識と技術に基づき、他職種と連携して福祉・介護サービスを必要とする人々の自立と自己実現を支援できる、豊かな人間性を備えた社会福祉専門職を養成する。

健康栄養学科：人々の健康の維持・増進及び傷病者に対する適切な栄養指導を行い、社会に貢献できる管理栄養士、及び、広く深く学術を習得し、行政、教育、科学技術の場で活躍できる人材を養成する。

薬学部

薬学科：薬の専門職にふさわしい知識、実践能力、研究心及び倫理観を併せ持ち、薬学の進歩に対応できる自己研鑽力を有し、創薬・医療の現場や地域社会で活躍できる医療人としての薬剤師を養成する。

保健医療学部

看護学科：高い教養と豊かな人間性に裏打ちされた倫理的判断力・実践力・国際的視野を兼ね備えたプロフェッショナルな看護師・保健師を養成する。

理学療法学科：科学的根拠や論理的思考に基づいた高い実践能力と、いかなる人にも共感し、慈愛と尊敬の念に富む人間性を併せ持ち、チームの一員として信頼され、社会に貢献できる理学療法士を養成する。

人間発達学部

子ども教育学科：子ども・人間に対する深い理解を有し、幅広い教養、十分な人権感覚とともに、保育・教育・特別支援に関する豊富な知識・技術を兼ね備え、同僚と連携協力して主体的・積極的に仕事に臨むことができる、高度な保育・教育専門職を養成する。

農学部

生物生産学科：農学部では、農業の魅力を発信し、農業イノベーションの創出に貢献し、グローバル（Global and Local）な視野を持ち、地域農業に貢献できる人材を養成する。

高崎健康福祉大学大学院学則

第1章 総則

（大学院の目的）

第1条 本大学院は、学部における広い教養並びに専門的教育の上に、高度にして専門的な学術の理論及び応用を教授研究し、さらに進んで研究指導能力を養い、もって人類の健康と福祉の増進に貢献することを目的とする。

高崎健康福祉大学大学院人材養成に係る目的

高崎健康福祉大学大学院学則第3条4により、大学院研究科修士・前期博士課程および博士後期課程における専攻ごとの人材養成に係る目的を次のように定める。

健康福祉学研究科

（修士・博士前期課程）

医療福祉情報学専攻

健康・医療・福祉に関する該博な知識と高度な情報通信技術をもって、健康・医療・福祉分野の情報化を推進することのできる専門的職業人、および医療保健福祉に関わる情報学の教育・研究者を養成する。

保健福祉学専攻

健康・医療・福祉に関する該博な知識と対人援助技術をもって、健康・医療と福祉分野を統合した協働的な保健福祉的援助を実践することのできる専門的職業人、および生物・心理・社会的な どの多角的視点を持って医療保健福祉に関わることのできる教育・研究者を養成する。

食品栄養学専攻

食品栄養に関する該博な知識と高度な研究技術をもって、食を通しての人間の健康保持や生活習慣病の予防に貢献することのできる専門的職業人、および先端的生命科学とバイオテクノロジーに基づき食品研究を行う教育・研究者を養成する。

（博士後期課程）

保健福祉学専攻

健康・医療・福祉に関する先端的研究や情報技術開発研究を自立して行うとともにそれらの

分野の専門的人材の育成を担当することのできる教育・研究者、および地域社会のニーズを的確に把握して保健福祉事業を企画・立案し、行政や民間機関の専門職を指導する能力をもつ高度専門職業人を養成する。

食品栄養学専攻

食を通しての人間の健康維持や生活習慣病の予防に関する研究を自立して行うとともにそれらの分野の専門的人材の育成を担当することのできる教育・研究者、および食と健康に関わる高度な専門的業務に携わるために必要な研究開発能力と行政や民間機関の専門職を指導する能力をもつ高度専門職業人を養成する。

群馬県における農業振興及び6次産業化推進に係る連携協定

群馬県（以下「甲」という。）と高崎健康福祉大学（以下「乙」という。）は、相互の取組を強化するため、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、農業振興及び6次産業化推進に係る技術の発展、技術的課題の解決とそれに基づいた地域貢献を図ることを目的とする。なお、6次産業化とは、一次産業としての農林水産業と、二次産業としての製造業、三次産業としての小売業等の事業の総合的かつ一体的な推進を図り、地域資源を活用した新たな付加価値を生み出す取組をいう。

（連携事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、相互に情報及び意見の交換に努めるとともに、次の各号に掲げる事項について、連携して取組を進めるものとする。

- （1）農業振興及び6次産業化推進の技術的な課題解決のための研究・開発に関すること。
- （2）研究成果を活用した農業振興及び6次産業化推進に関すること。
- （3）農業振興及び6次産業化推進を担う人材育成に関すること。
- （4）研究施設の相互利用に関すること。
- （5）その他、本協定目的遂行上必要なこと。

2 甲及び乙は、連携して取り組んだ第1項各号に掲げる事項について、計画、役割分担、成果の取扱い、今後の推進方法等に関し、定期的に協議を行うものとする。

（経費分担）

第3条 前条の場合における甲及び乙それぞれに生じた経費については、原則として、各自が負担するものとする。ただし、甲及び乙の協議により別に定めがある場合は、この限りではない。

（協定の見直し）

第4条 甲及び乙は、本協定の内容を変更する必要があると認める場合は、その都度協議するものとする。

(守秘義務)

第5条 甲及び乙は、本協定に関連して知り得た相手方の秘密情報について、本協定の有効期間中及び有効期間終了後を問わず、第三者に開示し、又は漏洩してはならない。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りでない。なお、秘密情報とは、文書で秘密と明記したもの、又は口頭で秘密であることを伝えたものについては追って秘密であることを文書で明記したものとする。

(有効期間)

第6条 本協定の有効期間は、協定締結の日から令和2年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の1ヶ月前までに、甲又は乙のいずれからも解約の申し出がない場合は、当該期間満了の日の翌日から起算して1年間、本協定を更新するものとし、以後もまた同様とする。

2 本協定を解除する場合は、甲又は乙のいずれか一方が解除予定日の1か月前までに書面により相手方に通知することにより、本協定を解除することができるものとする。

(その他)

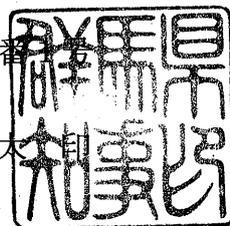
第7条 本協定の定めのない事項又は本協定に定める事項に関し疑義が生じた場合は、甲及び乙が協議して定めるものとする。

本協定締結の証として本協定書2通を作成し、甲乙署名捺印の上、各々1通を保有するものとする。

令和元年9月2日

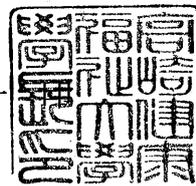
甲 群馬県前橋市大手町一丁目1番
群馬県

知事 山本 一太



乙 群馬県高崎市中大類町37-1
高崎健康福祉大学

学長 須藤 賢一



高崎健康福祉大学と J A グループ群馬との 相互連携協力の推進に係る協定書

高崎健康福祉大学（以下、甲という）と J A グループ群馬（以下、乙という）は、相互の連携・協力することに合意し、次のとおり相互連携協力の推進に係る協定書（以下「本協定」という）を締結する。

（定義）

第 1 条 本協定において、乙とは単位農業協同組合を構成する組合員、単位農業協同組合、農業協同組合中央会、農業協同組合連合会をいう。

（目的）

第 2 条 本協定は、農業振興及び地域社会の活性化と地域社会で活躍できる次世代型人材の育成を基本活動テーマとして、甲と乙が相互に協力可能な農業、地域社会等の分野における連携を深めることを目的とする。

（連携・協力事項）

第 3 条 本協定は前条の目的を達成するため、次の事項について連携・協力をする。

- ①群馬県の農業振興及び地域の活性化に関すること
- ②自然と人間社会の共生に向けた自然環境保全に関すること
- ③教育及び次世代型人材育成に関すること
- ④その他、本協定の目的を達成するために必要と認めて合意した事項に関すること

2 前項に規定する事項の具体的な内容については、甲と乙が協議したうえ定めるものとする。

（協議）

第 4 条 本協定の円滑な運用を図るため、毎年度定期的な協議を行うものとする。

2 甲と乙の連携担当部署〔事務局〕は、日常より情報の交換、連携を行うものとする。

（経費）

第 5 条 甲と乙が連携・協力して行う事業に関する経費については、甲と乙が協議のうえ定めるものとする。

（協定の見直し）

第 6 条 本協定の見直しは、甲又は乙のどちらかから、協定内容の見直しの申し出があった場合、甲と乙の協議の上、協定の見直しを行うものとする。

（協定の解釈）

第 7 条 本協定の解釈に疑義が発生した場合又は本協定に定めのない事項が発生した場合は、甲と乙が協議して決定することとする。

（反社会的勢力の排除）

第 8 条 連携・協力事項の実施にあたっては、反社会的勢力の排除及びコンプライアンスの遵守のほか、社会的責任を果たすための体制を整え、これを相互に尊重し行動する。

(秘密保持)

第9条 甲と乙は、連携・協力事項の実施にあたっては、守秘義務のある資料及び個人情報等については慎重に扱うものとする。

(有効期間)

第10条 本協定の有効期間は、協定締結日から1年間とする。

2 期間満了の日から30日前までに甲又は乙から協定を終了させる意思表示がない場合は、期間満了の翌日から1年間の自動更新とし、以後同様とする。

(署名)

第11条 本協定の証として、本書を2通作成し、甲と乙がそれぞれ署名する。なお、本協定書の署名における乙については、代表として群馬県農業協同組合中央会の代表理事会長がこれを行うものとする。

令和2年6月25日

甲 群馬県高崎市中大類町37の1番地
高崎健康福祉大学
学長

須藤 賢一

乙 群馬県前橋市亀里町1310番地
群馬県農業協同組合中央会
代表理事会長

大澤 憲一

農 第 30072-89 号

令和 3 年 2 月 4 日

学校法人高崎健康福祉大学

理事長 須藤 賢一 様

群馬県知事 山本 一太
(農 政 課)高崎健康福祉大学大学院農学研究科生物生産学専攻
博士前期課程・後期課程の設置に関する意見書

本県は大消費地である東京から 100km 圏の好立地や、恵まれた年間日照時間などにより、キャベツ、キュウリ、ナス等の野菜生産では全国上位を占めている。また、生産量が全国 1 位のコンニャク、全国 2 位のウメなどの産地であるとともに、果樹やイチゴなどでは観光直売も盛んである。一方で、全国的に農業従事者の高齢化と担い手不足が深刻な問題となっている中、意欲的な新規就農者の確保と労働力不足の解消に向けて、県では、先端技術を活用したスマート農業の技術開発や現地実証に取り組んでいる。また、本県の地域資源を活用した 6 次産業化や果樹等のオリジナル品種の開発・普及など、地域の強みを生かした農業を推進している。

このような中、貴大学は、令和元年度に県内初の農学部を開学し、最新の知見に基づく教育と地域に根ざした研究に取り組んでいる。令和元年 9 月には、本県と貴大学との間で「群馬県における農業振興及び 6 次産業化推進に係る連携協定」を締結し、農業振興及び 6 次産業化の推進に必要な研究と技術開発、それらを担う人材の育成について連携した取り組みを進めることとしている。さらに今後、大学院農学研究科を設置することで、高度な専門知識を習得した人材が育成され、スマート農業など高度な研究分野の技術開発や地域資源を生かした食品開発などで県との連携が一層進み、本県の農業振興や 6 次産業化の推進に大きく寄与することが期待される。

令和2年10月1日

学校法人高崎健康福祉大学
理事長 須藤賢一 殿

群馬県農業協同組合中央会

代表理事会長 唐澤 透



高崎健康福祉大学大学院農学研究科博士（前期・後期）課程設置に関する要望書

群馬県は大消費地である東京から100km圏の好立地や、全国第2位の恵まれた年間日照時間などにより、キャベツ、きゅうり、レタス、ほうれんそう等の野菜生産では全国上位を占めている。一方、全国的な産地間競争の激化の時代にあつて、本県産農産物のブランド力強化による高付加価値化が強く望まれており、そのための研究・開発、およびその成果を実践できる人材の育成が急務である。また、農業産出額の4割を畜産が占めるとともに、生産量全国第1位のこんにゃく、同第4位の小麦などの主産地でもある。しかし、農業従事者の高齢化と後継者不足は本県においても例外ではなく、意欲的な新規就農者の確保とともに、その意欲に応えるよう最新の知見・技術に根ざす新たな農業のあり方を提示することが強く望まれている。加えて、国連が主導する国際社会共通の目標である

「SDGs（持続可能な開発目標）」の時代にあつて、自然と人間社会の共生に向けた自然環境保全に基づく農業を基盤とした地域社会の発展と、それを支える技術・学術の振興ならびに人材育成が求められている。

このような認識に鑑み、群馬県農業協同組合中央会と高崎健康福祉大学は令和2年6月に、農業振興及び地域社会の活性化と地域社会で活躍できる次世代型人材の育成を基本活動テーマとして、相互に協力可能な農業、地域社会等の分野における連携を深めるための「高崎健康福祉大学とJAグループ群馬との相互連携協力の推進に係る協定書」を締結したところである。

高崎健康福祉大学は令和元年度に国公私立大学を通じて群馬県内初の農学部を設置し、上記をはじめとする県内農業の諸課題の解決や、一層の農業振興のための教育ならびに研究・開発に取り組んでいる。今後さらに大学院農学研究科を設置することは、上記協定書の精神をより具現化することにつながる。特に博士後期課程の設置は、群馬県の農業振興と地域活性化に、理論と実証研究を活かした即戦力となる次世代型人材育成のために必要であると関係者も切望するところである。

令和2年12月23日

学校法人高崎健康福祉大学
理事長 須藤 賢一 殿

群馬県食品工業協会
会長 市川 豊行



農学分野における食品関連産業者教育における大学院（博士前期課程・博士後期課程）の設置について（要望）

群馬県内にこれまで農学系の学部を擁した大学がなかったところですが、平成31年4月に高崎健康福祉大学に農学部が設置され、県内農業分野、食品製造業分野では貴学の発展を大いに期待しているところであります。

群馬県内では、こんにゃく芋をはじめとし、小麦、ネギ、キャベツ、キュウリ、大根、ナスなど数々の農産物を産出しており、農業産出額では全国上位にランク付けされています。またこれら収穫物を加工する食品製造業（こんにゃく加工業、製麺業、惣菜などの農産品加工業、および清酒醸造業）など、食にかかわる地場産業も多数存在しております。さらに当地は首都圏に近いこともあり、加工食品生産量も増える傾向にあります。

このような群馬県内では、貴学農学部に対し大きく期待し歓迎をしております。そんな中、貴学農学部を基盤とした大学院設置が予定されていると聞き及びました。大学院においては、地場産業との連携ばかりでなく、将来を見据えた発展的な研究も協力して進めることが可能となり、さらに地域連携を密にさせていただくことにより、地場の農業分野をはじめとし、食品製造業にも大きな味方を得ることになり、大学院の設置は大いに期待しているところであります。

今後、最新の研究の推進、さらに高度の技術習得や技術者教育にも期待しているところであり、大学院の設置を切に希望するところであります。

以上

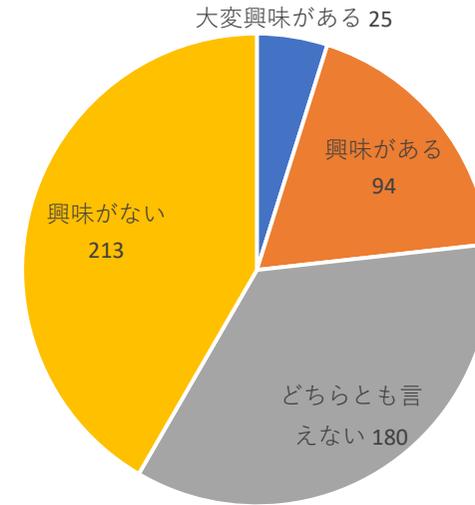
本学在学学生へのアンケート調査結果(概要)

所属学科・学年別回答者数

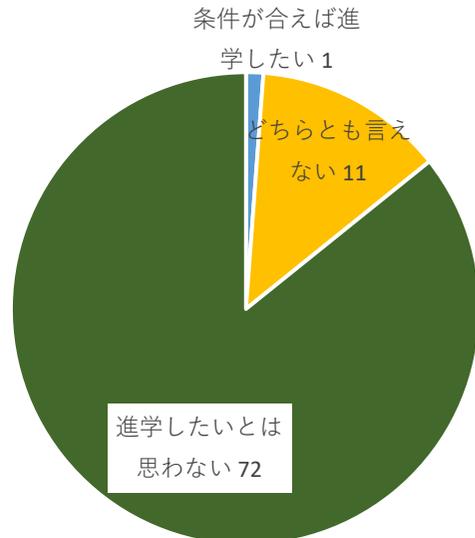
	1年	2年	3年	4年	5年	6年	計	現員	回答率 (%)
健康福祉学部医療情報学科	20	24	15	6			65	326	19.9
健康福祉学部社会福祉学科	23	20	18	8			69	285	24.2
健康福祉学部健康栄養学科	29	21	27	14			91	328	27.7
薬学部薬学科	33	16	24	14	11	18	116	581	20.0
農学部生物生産学科	90	81	0	0			171	195	87.7
計	195	162	84	42	11	18	512	1715	31.1

※アンケートは令和2年10月5日～23日にかけてweb調査で実施した

大学院農学研究科に対する興味

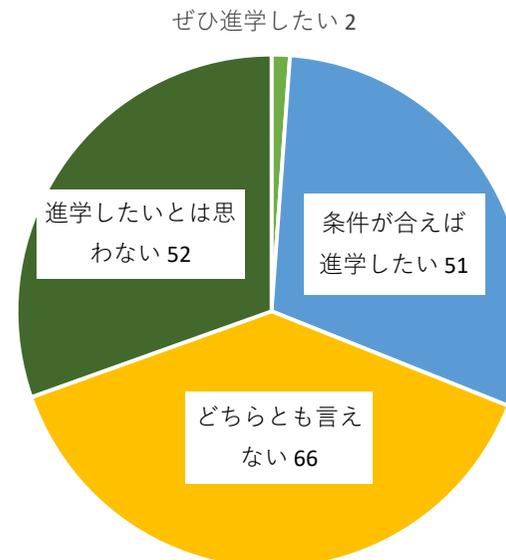


博士前期課程への進学意思 (学部3年生)



注)薬学部学生の回答を除外して集計した

博士前期課程への進学意思 (農学部1、2年生)



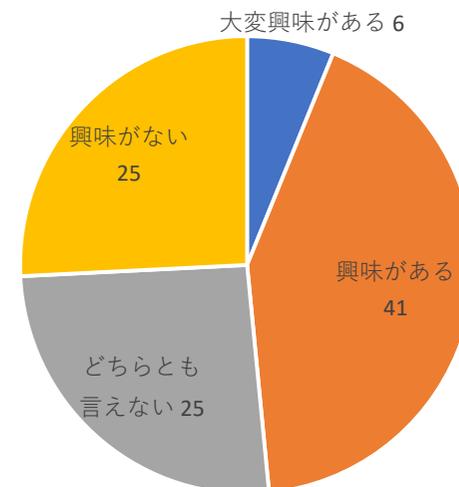
群馬県農政部職員へのアンケート調査結果(概要)

職種別の回答者数

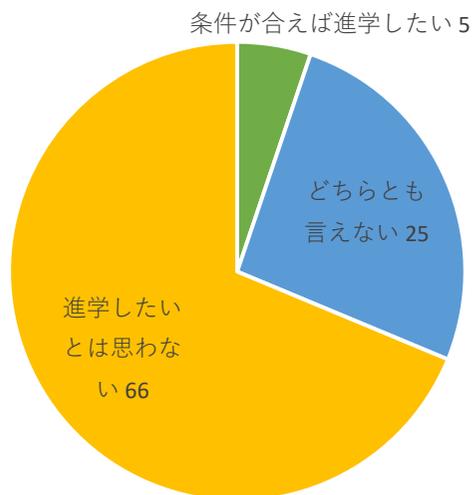
職 種	回答者数
行 政	7
普 及	10
研 究	76
その他	4
計	97

※アンケートは令和2年10月27日～11月25日にかけて実施した

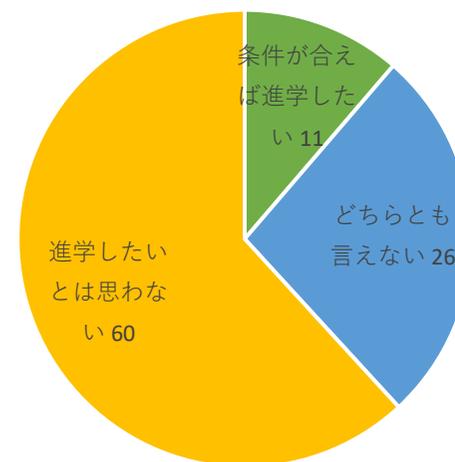
大学院農学研究科に対する興味



博士前期課程への進学意思



博士後期課程への進学意思



高崎健康福祉大学大学院農学研究科が養成をめざす人材像

人材像の柱となる共通理念

- 1) 農業と食品産業のイノベーション創出に貢献できる人材
- 2) ローカルとグローバル双方の視野から地域と世界の問題に解決貢献できる人材
- 3) 食と農に関わる学問の発展に貢献する人材
- 4) 高度専門職業人あるいは研究者としての知識・スキルをもった人材

博士前期課程が目指す人材像

- 食と農に関わる諸問題を多様な観点から捉え、その解決に専門的かつ学際的なアプローチを駆使してリーダーシップを発揮して取り組むことのできる人材。
- 高度な専門的知識とスキルを身につけ食と農の問題の解決のための国際的な活躍、食と農に関わる様々な企業・公共団体ならびに農業関連団体での活躍、あるいは地域社会の活性化への貢献など、実社会において食と農の高い専門知識や能力が求められる職務を遂行する人材。
- さらに高度な研究に取り組むために博士後期課程へ進学し、より先端的な研究を志す人材を養成する。

博士後期課程が目指す人材像

- 博士前期課程の学修あるいは実務経験を踏まえたうえで、研究者として国内外の大学や公的研究機関で、食と農に関わる国際的な水準の創造的研究を行い学問・科学の発展に貢献し、食と農に関わる諸課題の解決に必要となる新奇で独創的な知見や技法を発見・開発することのできる人材。
- 民間企業等の研究部門等で活躍し、農業および食品産業の振興・発展や人類の健康と幸福の増進に貢献する人材。
- 自然科学及び社会科学の両側面から食と農を中心とした地域活性化に資する研究や実践に取り組むことのできる人材。

資料6

高崎健康福祉大学大学院農学研究科の3ポリシー（DP、CP、AP）

博士前期課程

ディプロマポリシー

本課程において所定の年限以上在学して研究指導を受け、本研究科が定めた科目単位数を修得し、以下に示す能力を身に付け、かつ、修士論文の審査及び最終試験に合格した者に、修士の学位を授与する。

- 食と農に関する諸課題を理解しこれに対応するための幅広く高度な科学的専門知識を身につけている。
- 食と農に関わる諸課題を科学的に研究し、得られた成果を適切に取りまとめて発信するための専門的スキルを身につけている。

カリキュラムポリシー

本課程において目指す人材を養成するために以下のような教育を実施する。

- 食と農に関する幅広く高度な科学的専門知識を習得するための講義と演習あわせて22単位以上の履修を課す。
- 大学院生各自の研究課題に応じた指導教員による履修指導、研究指導のもとで修士論文作成のための「特別研究」を課す。
- 修士論文作成の過程において、所定の間接報告会における発表を課す。
- 学修成果の評価方法は、授業科目ごとに到達目標と成績評価方法を示し、試験、レポート、プレゼンテーション、授業参加度および授業貢献度などにより総合的に行う。
- 研究成果の学会等での公表を推奨し、科学者コミュニティへの情報発信力や討論を通じた研究者としての資質の向上を目指す。

アドミッションポリシー

本課程では食と農の分野から人々の生命と健康を支え、人類の幸福に貢献するための高度で専門的な研究を行い、諸課題の解決に実践的に取り組める人材を育成する。そのために、次に掲げる態度、知識・技能および意欲を有する者の入学を期待する。

- 広く物事について科学的根拠に基づいた論理的な考察を行う態度を有する。
- 食と農に関して分野横断的に理解するための幅広い基礎知識とスキルを身につけている。
- 食と農に関する様々な問題の解明と解決に資する高度な専門知識の修得と研究に強い意欲をもつ。

ディプロマポリシー

本課程において所定の年限以上在学して研究指導を受け、本研究科が定めた科目単位数を修得し、以下に示す能力を身に付け、かつ、博士論文の審査及び最終試験に合格した者に、博士の学位を与える。

- 食と農に関する諸課題の解明と解決に必要な高度で浩瀚な科学的専門知識を修得し、専門的な実験、調査を通じて科学的論証を行う技量を身につけている。
- 食と農に関わる諸課題を科学的に究攻し、得られた成果を適切に取りまとめて国際的な科学者コミュニティに発信するための高度な技能を身につけている。

カリキュラムポリシー

本課程において目指す人材を養成するために以下のような教育を実施する。

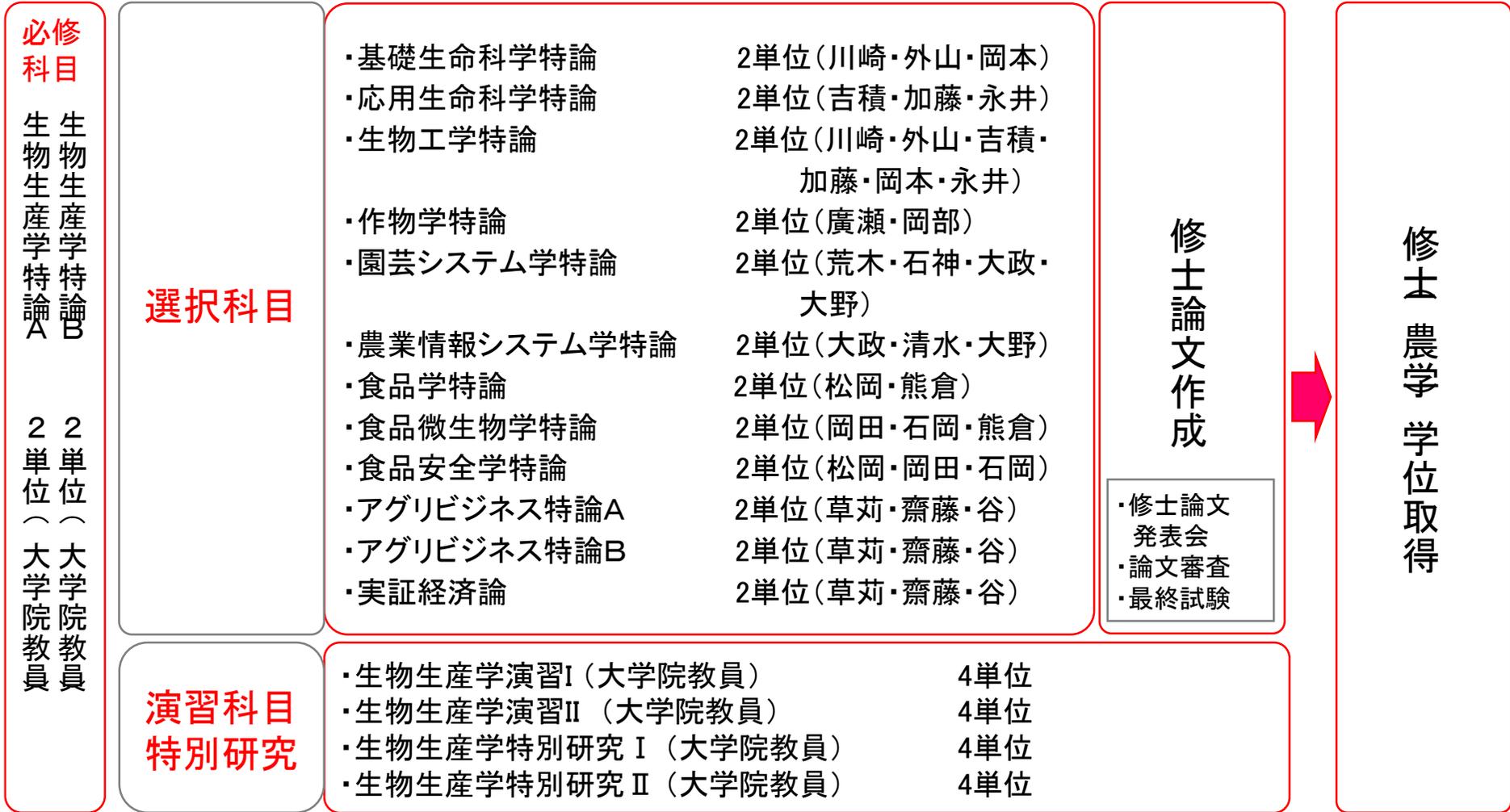
- 高度の専門知識を身につけるため大学院生の研究課題と関連のある講義科目8単位以上の履修を課す。
- 大学院生各自の研究課題に応じて選定する指導教員による履修指導、研究指導のもとで博士論文作成のための「特殊研究」を課す。
- 博士論文作成の過程において、所定の中間報告会における発表を課す。
- 学修成果の評価方法は、授業科目ごとに到達目標と成績評価方法を示し、試験、レポート、プレゼンテーション、授業参加度および授業貢献度などにより総合的に行う。
- 研究成果を学会発表や学術論文として積極的に公表することを求め、科学者コミュニティへの情報発信と討論を通じた研究者としての資質の向上を促す。
- 研究成果の社会還元を目指す意識を醸成する。

アドミッションポリシー

本課程では食と農の分野から人々の生命と健康を支えるための高度で専門的な研究を行い、諸課題の解決と関連する学問の発展に貢献しうる人材を育成する。そのために、次に掲げる態度、知識・技能および意欲を有する者の入学を期待する。

- 自らの問題意識に基づく科学的な研究を通じて諸課題を解明、解決することを目指す態度を有する。
- 食と農に関して分野横断的に理解し、解決すべき課題を自ら見出して考究するための幅広く高度な専門知識を身に付けている。
- 科学的研究によって得られた成果を適切に取りまとめて公開するための専門的技能を身につけている。

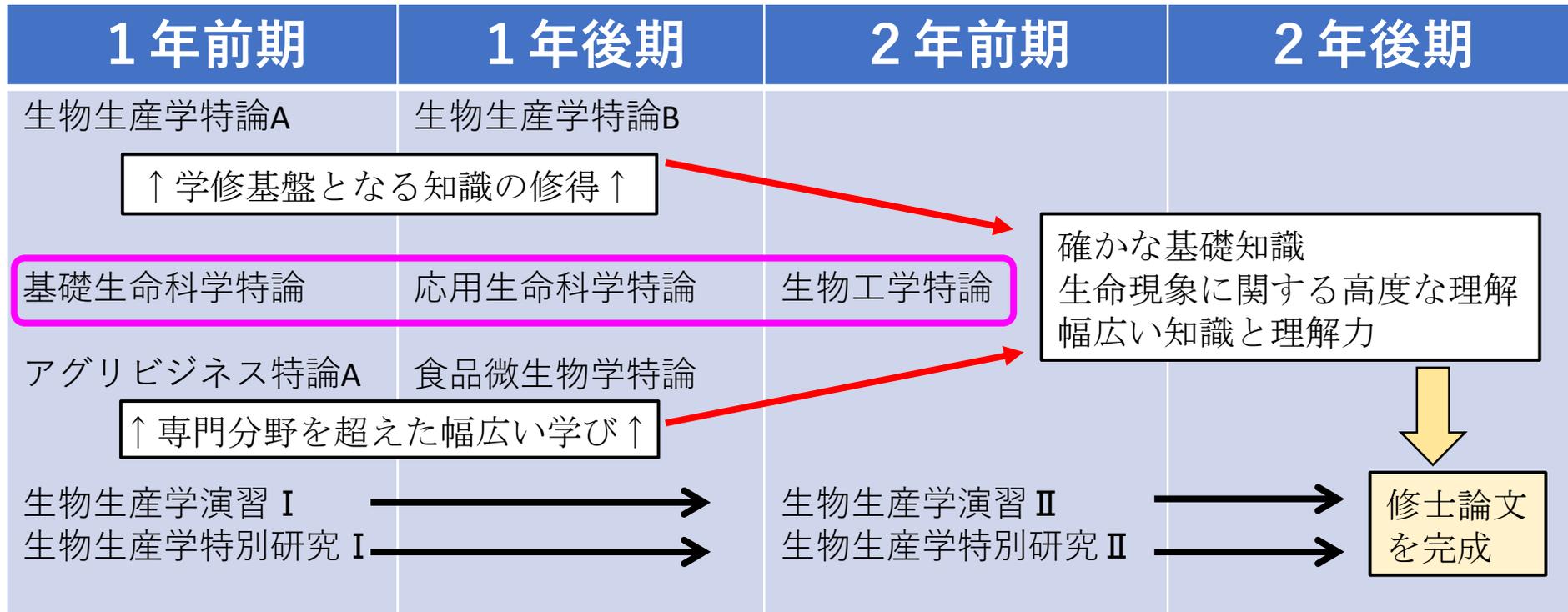
高崎健康福祉大学 大学院農学研究科 生物生産学専攻 博士前期課程 カリキュラム



高崎健康福祉大学 大学院農学研究科 生物生産学専攻 博士前期課程の履修モデル

生命科学モデル

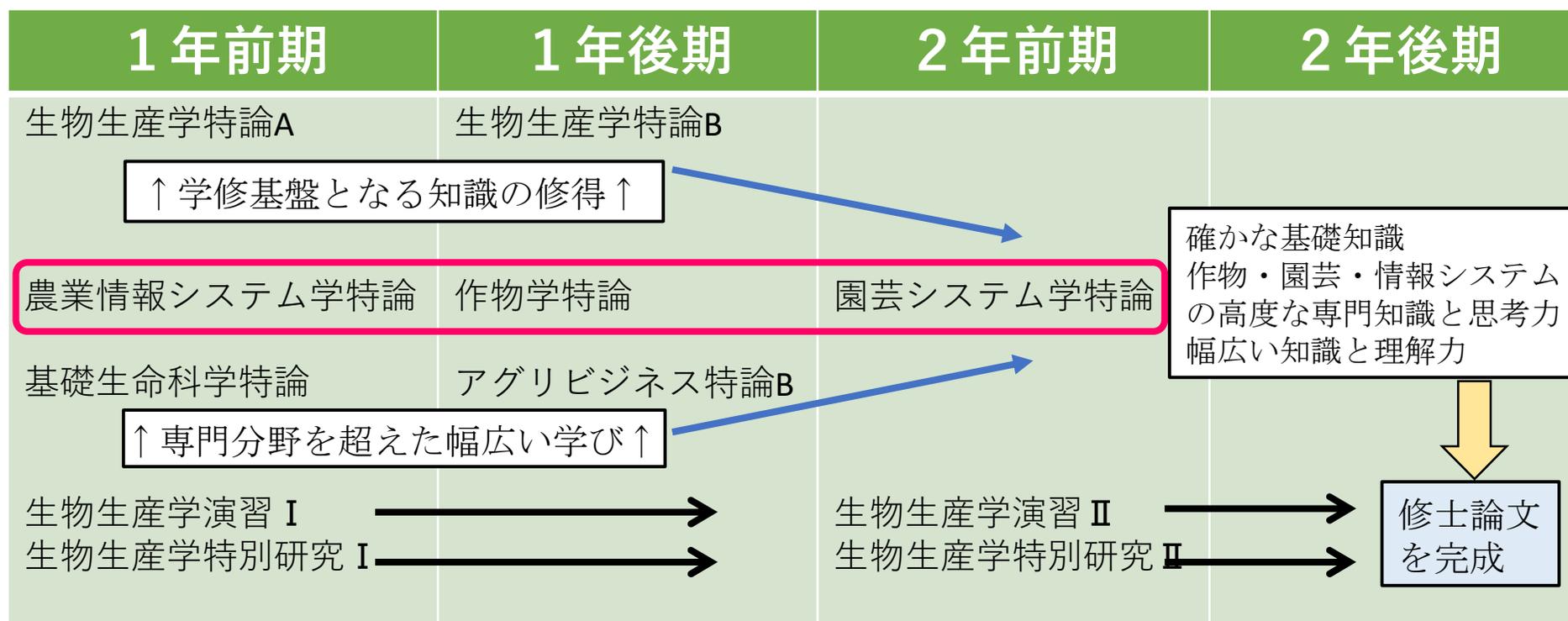
農・食・生命科学を横断的に理解し、ジェネラルな知識と技能を有し、その上で生命科学を基礎に、生命現象の解明に関する研究、動植物・昆虫の組織や器官培養、遺伝子組み換え等に取り組みそれら技術を、農業を始めとする産業に適用させていくことを思考する人材を養成する履修モデルである。



高崎健康福祉大学 大学院農学研究科 生物生産学専攻 博士前期課程の履修モデル

作物園芸システムモデル

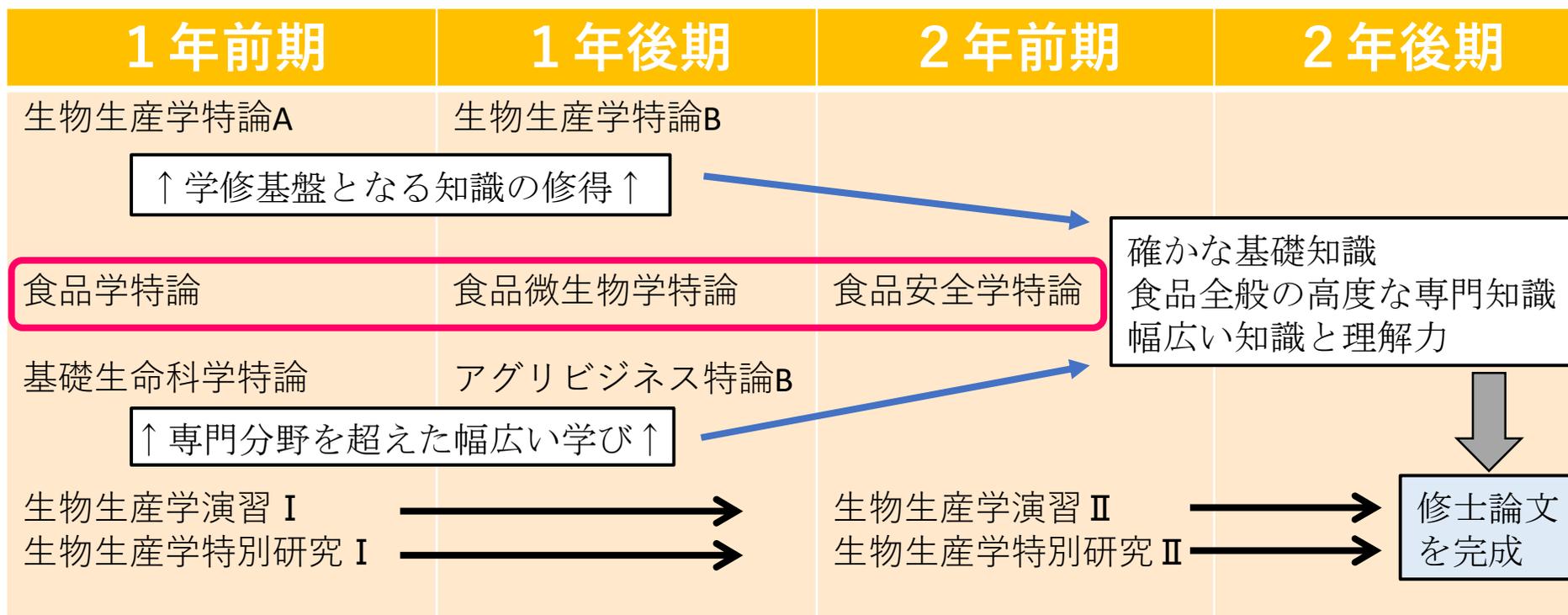
農業の生産性向上を目指し、作物学、園芸学を基礎として、ICTやゲノム解析、生体画像計測、高機能グリーンハウス、ドローン、地理空間情報などの先端技術を活用したスマート農業やゲノム育種などの次世代農業の研究・開発・指導などに携わる人材を養成する履修モデルである。



高崎健康福祉大学 大学院農学研究科 生物生産学専攻 博士前期課程の履修モデル

フードサイエンスモデル

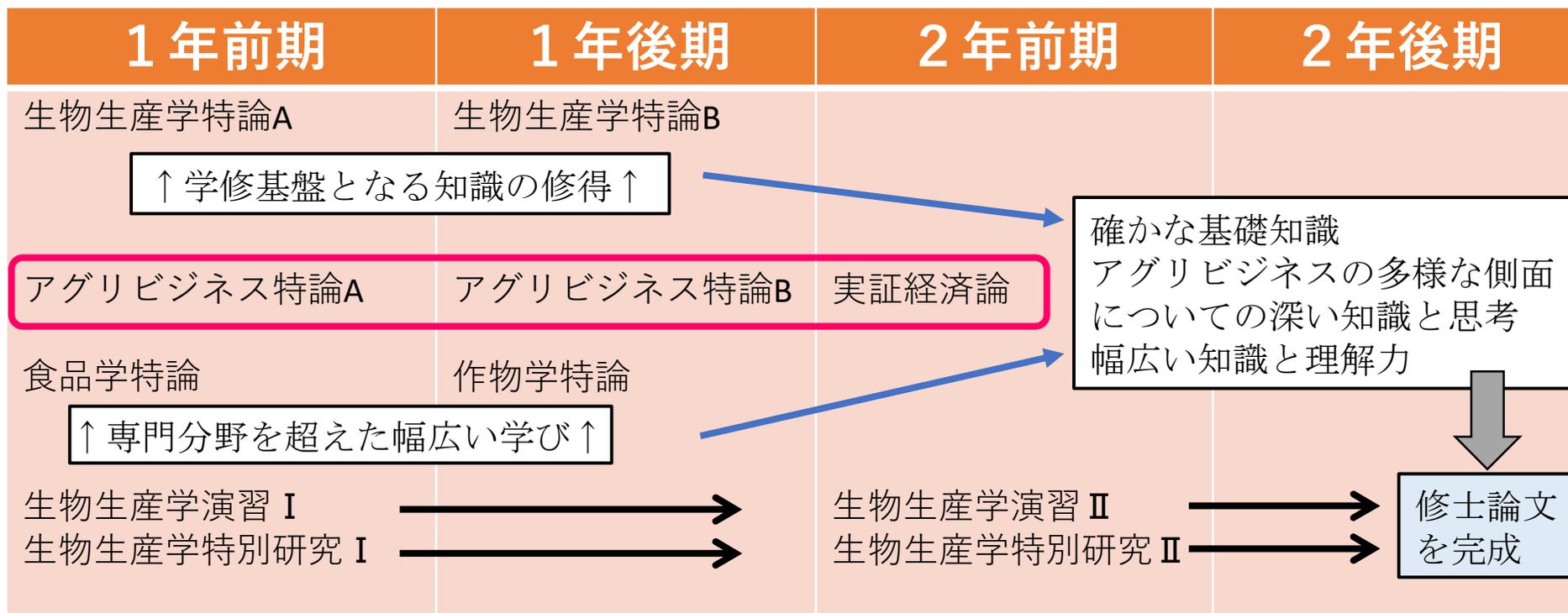
食品の役割である栄養機能、嗜好機能、生体調節機能を支える食品加工技術、発酵技術、さらには食の安心安全を支える技術に着目し、農と生命科学を横断的に活用し、最新の情報を取り入れた知識と技能を駆使しながら、食の栄養機能、嗜好機能、生体調節機能、安全安心をも合わせた新分野を開拓することができる人材を養成する履修モデルである。



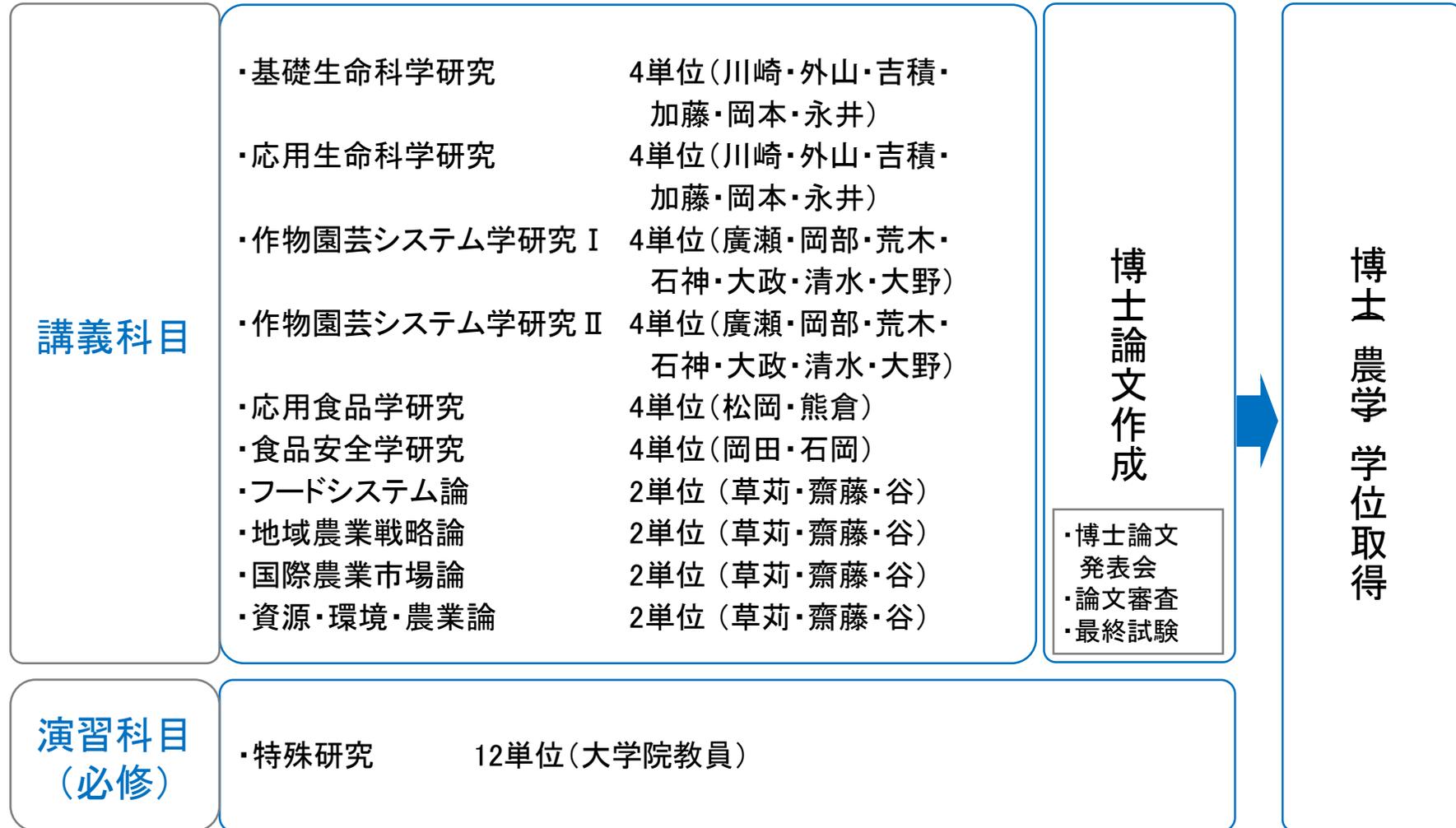
高崎健康福祉大学 大学院農学研究科 生物生産学専攻 博士前期課程の履修モデル

アグリビジネスモデル

食料の安定的かつ持続的供給、食品の安全性の担保や食品ロスの削減、環境保全や地球温暖化対策など、現代のアグリビジネスが果たすべき役割は増大し続けており、その対象は営利的側面のみならず、食料の生産過程や労働環境などにも拡大しつつある。アグリビジネスモデルは、社会科学の観点から、アグリビジネスとその関連産業において中核的役割を担う人材を育成する履修モデルである。



高崎健康福祉大学 大学院農学研究科 生物生産学専攻 博士後期課程 カリキュラム



学校法人高崎健康福祉大学定年規程

(目 的)

第1条 この規程は学校法人高崎健康福祉大学（以下「法人」という。）の専任教職員の定年について定め、合理的な人事管理を図ることを目的とする。

(教員の定年)

第2条 教員の定年を次のとおり定める。

ただし、特に必要と認める者は所定の手続きを経て定年の延長または再雇用することができるものとする。

- 1、高崎健康福祉大学に所属する教員（助手を除く）の定年は年令が満65才になった年の学事年度末とする。ただし、新設学部・学科の教員は完成年度まで定年を延長する。
- 2、高崎健康福祉大学高崎高等学校に所属する教員の定年は年令が満60才になった年の学事年度末とする。
- 3、高崎健康福祉大学附属幼稚園に所属する教員の定年は職務の特性から定年を定めない。ただし、主任以上の職にあるものは前2項に準ずる。

(職員の定年)

第3条 職員の定年を次のとおり定める。

ただし、特に必要と認める者については定年の延長または再雇用することができるものとする。

- 1、一般職員（助手を含む）の定年は所属のいかんをとわず年令が満60才になった年の学事年度末とする。

(教職員の定年延長)

第4条 教職員の定年延長等は、願いのあった教職員について、定年延長等検討委員会において検討し、理事長が決定する。なお、前第2条第2項、第3項及び第3条に該当する継続雇用対象者の基準は「継続雇用制度の選定基準に関する労使協定」に則る。

また、高年齢者雇用安定法一部改正法附則第3項に基づき、労使協定に定める基準に該当する者については65歳まで継続雇用し、基準に満たない者については、以下の表に掲げる適用年齢まで継続雇用する。

平成25年4月1日から平成28年3月31日まで	61歳
平成28年4月1日から平成31年3月31日まで	62歳
平成31年4月1日から平成34年3月31日まで	63歳
平成34年4月1日から平成37年3月31日まで	64歳

(変 更)

第5条 前第2条・第3条は一般の労働情勢が著しく変動したとき、または法人の財政事情等により変更することができるものとする。

附 則

- 1、この規程は昭和60年4月1日から施行する。
- 2、この規程は平成13年4月1日から改正施行する。
- 3、この規程は平成17年4月1日から改正施行する。
- 4、この規程は平成22年11月1日から改正施行する。
- 5、この規程は平成25年4月1日から改正施行する。

指導および審査スケジュール

<博士前期課程>

年次	時期	事項	内容	
1年	4月	入学式		
		履修説明	履修や各種手続き等の概要を説明するとともに本研究科の3つポリシーと履修モデル等を説明	
		履修登録	前期履修科目について指導	
		研究指導体制の確立	研究指導教員を選定し研究指導体制を確立	
	5月	研究計画の策定	研究課題を確定し、研究計画（研究方法、手順スケジュール等）を策定	
	9月	履修登録	後期履修科目について指導	
2年	4月	1 2月	中間報告会	研究計画を再確認し必要に応じて修正を指導
		履修登録	前期の履修科目について指導	
		研究計画の修正	進捗状況を確認し必要に応じて研究計画を修正	
	7月	中間報告会	修士論文に向けた方針を確定	
	1月	修士論文提出	修士論文および審査に必要な書類を提出	
	2月	修士論文審査	学位授与に関わる審査	
3月	学位授与式			

<博士後期課程>

年次	時期	事項	内容
1年	4月	入学式	
		履修説明	履修や各種手続き等の概要を説明するとともに本研究科の3つポリシーと履修モデル等を説明
		履修登録	前期履修科目について指導
		研究指導体制の確立	研究指導教員を選定し研究指導体制を確立
	5月	研究計画の策定	研究課題を確定し、研究計画（研究方法、手順スケジュール等）を策定
	9月	履修登録	後期履修科目について指導
	2月	進捗報告会	一年目の研究活動を総括するとともに次年度以降の目標を明確化
2年	4月	履修登録	前期の履修科目について指導
		研究計画の修正	進捗状況に照らし必要に応じて研究計画を修正
	9月	履修登録	後期の履修科目について指導
	12月	中間報告会	進捗状況を点検し二年目の研究活動を総括するとともに次年度以降の目標を明確化
3年	4月	研究計画の修正	進捗状況に照らし必要に応じて研究計画を修正
	9月	中間報告会	結果を受けて博士論文の作成に向けた方針を最終確定
	1月	博士論文提出	修士論文および審査に必要な書類を提出
	2月	博士論文審査	学位授与に関わる審査
	3月	学位授与式	

高崎健康福祉大学における公正な研究活動及び適正な資金執行規程

平成 27 年 4 月 1 日 制定

(目 的)

第 1 条 この規程は、高崎健康福祉大学（以下「本学」という。）における公正な研究活動、本学で管理を行うと規定している資金の適正な費消行為を図ることに必要な事項を定める。

(定 義)

第 2 条 この規程において「公正な研究活動等」とは、本学における研究活動、資金執行において、公正、かつ、本学の理念及び目標に照らし合せた活動をいう。

2 この規程において「教職員等」とは、本学に雇用されている非常勤を含む役員及び教職員、研究活動に関与する及び本学から資金等の配分を受け執行に関わる大学院生、派遣契約等に基づき本学の業務に従事する者並びに本学において研究等に携わる研究員・研究者をいう。

3 この規程において「コンプライアンス」とは、法令、本学の規則、教育研究固有の倫理その他の規範を遵守することをいう。

4 この規程において「研究活動における不正行為」とは、故意又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによる、捏造、改ざん、盗用、二重投稿及び不適切なオーサーシップをいう。

5 前項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 捏造 研究活動における存在しないデータ、研究結果等を作成すること。

(2) 改ざん 研究活動における研究資料等、機器又は過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工すること。

(3) 盗用 研究活動における他者のアイディア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を当該研究者の了解又は適切な表示なく流用すること。

(4) 二重投稿 他の学術誌等に既発表又は投稿中の論文と本質的に同じ論文を投稿すること。

(5) 不適切なオーサーシップ 論文著作者が適正に公表されないこと。

6 この規程において「特定不正行為」とは、前項第 1 号から第 3 号までをいう。

7 この規程において「資金等」とは、本学で管理を行うと規定している資金をいう。

8 この規程において「不正使用」とは、故意又は重大な過失により資金等を本学及び資金等配分機関の規定等に違反した使用をいう。

9 この規程において「不正」とは、研究活動における不正行為及び不正使用をいう。

10 この規程において「学部等」とは、事務局、健康福祉学部（健康福祉学研究科を含む。）、薬学部（薬学研究科を含む。）、保健医療学部（保健医療学研究科を含む。）、人間発達学部をいう。

11 この規程において「学科等」とは、学部等の各学科、各専攻をいう。

12 この規程において「公正活動教育」とは、コンプライアンス教育及び研究倫理教育をいう。

13 前項において、各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) コンプライアンス教育 本学及び資金等配分機関が、教職員等に対しコンプライアンス、教職員等が取り扱う資金等の使用ルール、これに伴う責任、不正等を理解させるために実施するものをいう。

(2) 研究倫理教育 本学及び資金等配分機関が、公正な研究活動を推進し倫理規範を修得等させるために実施するものをいう。

14 この規程において「法令等」とは、公正な研究活動等が適用を受ける法令、当該活動の取扱いに関する定め及び本学の諸規程をいう。

(教職員等の責務)

第3条 教職員等は、本学の理念、目標、研究者行動規範に照らし、それぞれの責任を自覚し、コンプライアンスの重要性を深く認識するとともに、高い倫理観を持って行動しなければならない。

2 教職員等は、不正を行わない、不正に加担しない、他者に対して不正をさせない及び不正を黙認しない行動をとらなければならない。

(生データ等の保存期間)

第4条 教職員は、生データ、実験・観察ノート、実験試料・試薬その他研究成果の検証が事後に可能なものの保存期間は10年とする。

(責任者及び権限)

第5条 本学に公正な研究活動等を行うため、最高責任者、総括責任者、コンプライアンス推進責任者、コンプライアンス推進副責任者及び研究倫理教育責任者をそれぞれ置く。

2 最高責任者は、本学の公正な研究活動等について統括し、最終責任を負うものとし、学長を最高責任者とする。

3 総括責任者は、最高責任者を補佐し、公正な研究活動等について本学全体を統括する責任及び権限を持つものとし、事務局長を総括責任者とする。

4 コンプライアンス推進責任者は、学部等における公正な研究活動等について責任及び権限を持つものとし、原則、学部等の長をもって充てる。

5 コンプライアンス推進副責任者は、コンプライアンス推進責任者の下、当該学部等の学科等における公正な研究活動等について責任及び権限を持つものとし、学科等の長及び総務部長をもって充てる。

6 研究倫理教育責任者は、学部等における研究倫理教育の企画立案及び実施について責任及び権限を持つものとし、学部長をもって充てる。

7 前第4項から第6項までに規定するコンプライアンス推進責任者、コンプライアンス推進副責任者及び研究倫理教育責任者は、別紙第1に定めるコンプライアンス推進に係る責任者一覧のとおりとする。

(責任者の責務)

第6条 最高責任者は、コンプライアンス、不正防止対策の基本方針を策定及び周知するとともに、実施するために必要な措置を講じなければならない。

2 最高責任者は、総括責任者及びコンプライアンス推進責任者、コンプライアンス推進副責任者及び研究倫理教育責任者が責任を持ってコンプライアンス、公正な研究活動等が行えるように、

適切なリーダーシップを発揮しなければならない。

- 3 総括責任者は、コンプライアンス、不正防止対策の組織横断的な体制を統括する責任者とし、不正防止計画の実施状況を確認するとともに、実施状況を最高責任者に報告する。
- 4 コンプライアンス推進責任者は、次の責務を有する。
 - (1) 学部等における不正防止対策を実施し、実施状況を確認するとともに、学長並びに総括責任者に報告する。
 - (2) 不正防止を図るため、学部等内のコンプライアンス、公正な研究活動等に関わる全ての教職員等に対し、コンプライアンス教育を実施し、当該学部等内の受講状況を管理監督し、理解度を把握する。
 - (3) 学部等において、教職員等が、コンプライアンス、公正な研究活動等の実施状況等をモニタリングし、必要に応じてコンプライアンス推進副責任者に改善を指導する。
- 5 コンプライアンス推進副責任者は、コンプライアンス推進責任者の指示の下、次の責務を有する。
 - (1) 学部・学科等における不正防止対策を実施し、実施状況を確認するとともに、学長並びに統括責任者、コンプライアンス推進責任者に報告する。
 - (2) 不正防止を図るため、学部等の学科等内のコンプライアンス、公正な研究活動等に関わる全ての教職員等に対し、公正活動教育を当該学科等内の教職員に受講を励行させる。
 - (3) 学科等において、教職員等が、コンプライアンス、公正な研究活動等の実施状況等をモニタリングし、必要に応じて教職員等に改善を指導する。
- 6 研究倫理責任者は、研究活動における不正行為防止を図るため、学部等の研究に関わる全ての教職員等に対し、研究倫理教育を実施することを責務とする。
- 7 最高責任者は、常務理事会開催に合わせ定期的に各責任者（最高責任者を除く。）から報告を受け、不正防止の意思の浸透を図るとともに、実効性のある対策とするために、必要に応じ、実態を踏まえ柔軟に基本方針の見直し等を行う。
- 8 各責任者（最高責任者を除く。）の報告は、別紙第2に定めるコンプライアンス報告書により行う。

(ルール等の明確化・統一化)

第7条 総括責任者は、随時、本学の諸規程及び運用の実態が乖離していないこと、また、本学としてルールの一貫が図られていることを、本学の諸規程を所掌する事務部署において、随時点検を行わせ、必要に応じて見直しを行わせる。

- 2 第1項の点検を実施したときは、総括責任者に実施した点検内容及び結果を報告する。

(公正活動教育)

第8条 コンプライアンス推進責任者及び研究倫理教育責任者は、公正活動教育計画を毎年度策定する。

- 2 前項の計画は、総括責任者及び当該学部等以外のコンプライアンス推進責任者並びに研究倫理教育責任者に計画書を周知する。
- 3 計画書を受けた学部等のコンプライアンス推進責任者及び研究倫理教育責任者は、当該学部等

において公正活動教育と認められると判断したときには、当該学部等の教職員にその旨を周知し、受講を励行する。

- 4 コンプライアンス推進責任者及びコンプライアンス推進副責任者並びに研究倫理教育責任者は、公正活動教育を受講していない又は受講の予定のない教職員等に対して受講の指導を行い、当該指導の記録を作成する。
- 5 学部等の長は、公正活動教育を受講していない又は受講の予定のない教職員等に対して、公正な研究活動等に従事させないことができる。
- 6 総括責任者は、公正活動教育を計画したときは学部等に通知する。

(誓約書)

第9条 教職員等は、次の各号に掲げる公正な研究活動等を行うことを証する誓約書をコンプライアンス推進責任者の下、学長に提出する。なお、新任教職員等は、コンプライアンス推進責任者又はコンプライアンス推進副責任者が誓約書の提出を行わせる。

- (1) 法令等（法令、本学の諸規程、活動の取扱いに関する定め）を遵守すること。
- (2) 本学の信用と品位を失墜させぬよう行動すること。
- (3) 不正を行わない、行わせない、黙認しない、不正に加担しないこと。
- (4) 法令等（法令、本学の諸規程、活動の取扱いに関する定め）に違反した場合は、本学や関係機関の処分に従う及び法的な責任を負うこと。
- (5) 故意又は過失により本学に直接又は間接に損害を与えた際は、その賠償責任を負うこと。

2 誓約書は、別紙第3のとおりとする。

3 コンプライアンス推進責任者は、当該年度ごとに、誓約書の提出状況を総括責任者に報告する。

4 総括責任者は、取引業者と癒着を防止する対策として、取引業者へ誓約書の提出を求める。なお、誓約書の提出時期等は、別に総括責任者が通知する。

(不正防止対策の基本方針、不正防止計画の策定及び実施)

第10条 最高責任者は、不正防止対策の基本方針を策定及び周知する。

2 総括責任者は、基本方針に基づき、不正を発生させる要因の把握、不正防止計画の策定及び不正防止計画の実施の進捗管理に努める。

3 コンプライアンス推進責任者及びコンプライアンス推進副責任者は、不正防止計画を実施するとともに、公正な研究活動等の不正を発生させる要因の把握に努める。

(大学運営協議会)

第11条 最高責任者の下、研究活動における不正行為防止を推進するため、また、資金等の不正使用防止を推進するため大学運営協議会にて審議をする。

(相談窓口の設置)

第12条 本学における資金等の使用及び応募に関し、学内外からの問合せに対応するため、総務部経理課に掲げる相談窓口を置く。

(周知・公表)

第13条 公正な研究活動等におけるその役割、責任の所在・範囲と権限を明確化し、責任体系、不正防止への取組みに関し方針等を内外に周知・公表する。

(監 査)

第14条 監査は、不正が発生する要因を分析のうえ毎年度定期的に行う。

(国等への協力)

第15条 国等が実施する調査は、資金配分を受ける機関として誠実に協力しなければならない。

(雑 則)

第16条 この規程に定めるもののほか、公正な研究活動等及び不正に対する措置に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

この規定は、平成31年4月1日から改正施行する。

別紙第1（第5条関係）

コンプライアンス推進に係る責任者一覧

学 部 等 名		コンプライアンス 推進責任者	コンプライアンス 推進副責任者	研究倫理教育 責任者
	事務局	事務局長 (副事務局長)	総務部長	総務部長
	健康福祉学部 (健康福祉学研究科)	学部長	学科長 研究科長	学部長
	薬学部 (薬学研究科を含む)		学科長 研究科長	
	保健医療学部 (保健医療学部研究科を 含む)		学科長 研究科長	
	人間発達学部		学科長	
	農学部		学科長	

別紙第2（第6条第8項関係）

コンプライアンス報告書

年 月 日

高崎健康福祉大学 学長 殿

（所属学部等名）

（職位・氏名）

印

このことについて、下記のとおり報告します。

記

1. 実施・事案等名
2. 研究者の所属，職名等，氏名
3. 報告根拠規則・規程等
4. 実施・調査等の概要
5. 報告に係る証拠資料
6. 対応
7. その他参考となる事項

※ 報告内容により，適宜項目の追加・削除を行う。

高崎健康福祉大学
学長

殿

誓約書

このたび高崎健康福祉大学教職員等（以下、「本学」）として勤務するにあたり，以下の事項を厳守することを，ここに誓います。

記

1. 法令等（法令，本学の諸規程，活動の取扱いに関する定め）を遵守すること。
2. 本学の信用と品位を失墜させぬよう行動すること。
3. 不正を行わない，行わせない，黙認しない，不正に加担しないこと。
4. 法令等（法令，本学の諸規程，活動の取扱いに関する定め）に違反した場合は，本学や関係機関の処分に従い及び法的な責任を負うこと。
5. 故意又は過失により本学に直接又は間接に損害を与えた際は，その賠償責任を負うこと。

年 月 日

氏 名 _____ 印
所 属 _____

※氏名欄は，署名又は氏名記載のうえ押印をしてください。

所属欄は，学部・学科又は所属部署等を記載してください。

学校法人高崎健康福祉大学研究活動等における不正に対する措置に関する内規

平成27.4.1 制定

(趣 旨)

第1条 この内規は、学校法人高崎健康福祉大学における公正な研究活動及び適正な資金執行規程（以下「公正研究活動等規程」という。）第15条に基づき、学校法人高崎健康福祉大学（以下「本学」という。）における不正に対する措置等に関し必要な事項を定める。

(定 義)

第2条 この内規における用語の意義は、公正研究活動等規程第2条の定めるところによる。

(不正相談窓口及び告発受付窓口の設置)

第3条 不正に係る相談（以下「相談」という。）の問い合わせ及び不正に係る告発（以下「告発」という。）に対応するための窓口は法人事務局とする。

2 相談及び告発があった場合は、理事長に速やかに報告をする。

(告発及び相談)

第4条 告発は、告発受付窓口で書面、電話、FAX、電子メール、又は面談等により行うことができる。

2 前項の告発は、原則として顕名により行うものとし、不正を行ったとする研究者・グループ、不正の態様等、事案の内容が明示されるとともに、不正と認められるに足りる科学的な合理性のある理由（不正使用は、不正とする合理性のある理由）が示されている場合に限り受け付ける。

3 前項の規定にかかわらず、不正を行ったとする研究者・グループ、不正の態様等、事案の内容が明示されるとともに、不正と認められるに足りる科学的な合理性のある理由（不正使用は、不正とする科学的な合理性のある理由）が示されており、かつ、次の各号のいずれかに該当する場合は、前項の顕名の告発に準じて取扱いをすることができる。

- (1) 匿名による告発があった場合
- (2) 学会等、報道、会計検査院等の外部機関により不正の疑いの指摘があった場合
- (3) インターネット上に不正の疑いが指摘され、本学が指摘内容を確認した場合
- (4) 理事長が必要と認めた場合

4 告発者及び相談者の秘密を守るため、個室での面談等の適切な措置を講じなければならない。

5 被告発者を陥れるため、又は被告発者が行う研究を妨害する等、専ら被告発者に何らかの損害を与えること及び本学に不利益を与えることを目的とする意思（以下「悪意」という。）のある告発及相談は、受け付けない。

6 告発を受け付けたことを告発者が知り得ない方法による告発があった場合は、理事長は、告発者（匿名の告発者を除く。）に告発を受け付した旨を通知する。ただし、調査結果が出る前に匿名による告発者の氏名が明らかになった場合は、顕名による告発者として取り扱う。

7 理事長は、告発の意思を明示しない相談については、告発に準じ第8条に規定する学部等調査委員会が内容を確認・精査し、相当の理由があると認められる場合は、相談者に対して告発の意思の

有無を確認の上、調査の必要を決定する。

- 8 理事長は、告発者、被告発者、告発内容及び調査内容並びに相談者について、調査結果の公表まで、告発者及び被告発者の意に反して調査関係者以外に漏えいしないよう、関係者の秘密保持に努めなければならない。
- 9 理事長は、本学以外の機関から本学に係る告発の回付があった場合は、当該告発があったものとして取り扱う。
- 10 理事長は、本学にあった告発が本学以外の機関で調査を行うことと認められる場合は、本学以外の機関に当該告発を回付する。
- 11 理事長は、不正が行われようとしている又は不正を求められているという告発及び相談については、学部等調査委員会が当該内容を確認・精査し、相当の理由があると認めたときは、被告発者に警告を行うことができる。
- 12 理事長は、被告発者が教職員等ではない場合は、被告発者の所属する機関に告発及び相談を回付することができる。
- 13 理事長は、教職員等でない被告発者に対し警告を行った場合は、被告発者の所属する機関に警告の内容等について通知する。

(告発者・被告発者の取扱い)

- 第5条 悪意のある告発であることが判明しない限り、単に告発したことを理由に、告発者に対し、不利益な取扱いをしてはならない。
- 2 相当な理由なしに、単に告発がなされたことを理由のみをもって、被告発者の研究活動を全部又は部分的に禁止する等の不利益な取扱いをしてはならない。

(合同調査等)

- 第6条 被告発者が、教職員及び本学において主として施設・設備を使用している研究者に係る不正の告発があった場合は、原則として、本学が告発された事案の調査を行い、本学を含む複数の機関に所属する場合は、原則として、被告発者が告発された事案に係る研究活動を主に行っていた機関を中心に、合同で調査を行う。ただし、合同で調査を行う場合は、当該事案の内容等を考慮し、調査に関する必要な事項を協議の上、調査を行う。
- 2 本学は、被告発者が教職員等であり、本学以外の機関に所属しているときの研究活動に係る告発、又は被告発者が本学以外の機関の教職員等であり、教職員等のときの研究活動に係る告発があった場合には、合同で調査を行う。
 - 3 合同で調査を行う場合は、被告発者が教職員等に関わらず、真摯に調査を行わなければならない。
 - 4 告発者が、調査開始時又は当該事案に係る研究活動時に、本学を含む全ての機関に所属していない場合及び事案の調査が極めて困難により、国等が調査を行う場合は、その調査に誠実に協力しなければならない。
 - 5 理事長は、必要に応じて、本学以外の機関及び学会等（以下「本学以外の機関等」という。）に、調査を委託又は協力を求めることができる。

(不正使用の確認)

第7条 告発が不正使用の場合にあつては大学運営協議会において、告発内容の合理性を確認し、本調査の可否を告発等の受付から30日以内に決定し、理事長へ報告する。

2 告発があつた事案が資金の配分又は交付する各省各庁及び各省各庁が所管する独立行政法人(以下「国等」という)の場合は、理事長は当該調査の可否を配分機関等及び関係省庁に報告する。

(予備調査)

第8条 理事長は、告発が研究活動における不正行為の場合は、告発受付後、学部等の学部等調査委員会において告発内容の合理性、調査可能性等について予備調査を行う。

2 告発前に取下げられた論文等に係る告発の場合は、取下げに至った経緯又は事情を含め予備調査を行う。

3 学部等調査委員会は、本調査の可否を告発の受付から30日以内に決定し、理事長へ報告する。

4 学部等調査委員会は、予備調査中に本調査が必要と告発の一部において決定した場合、理事長に報告する。なお、学部等調査委員会は、告発の全てについて予備調査を行う。

5 理事長は、本調査を行わないと決定した場合、その旨と理由を付して告発者に通知し、国等及び告発者の求めに応じ、予備調査結果及び関係資料等を開示する。

6 理事長は、本調査を行う決定をした場合は、告発のあつた事案が国等に係る特定不正行為又は不正使用の場合においては配分機関等及び関係省庁に報告し、不正使用の場合においては本調査の調査方針、対象及び方法等について報告、協議を行わなければならない。

(研究活動等調査委員会)

第9条 理事長は、予備調査の結果、本調査が必要と認めた場合は、研究活動等調査委員会(以下「調査委員会」という。)を置く。

2 調査委員会の構成員は、告発者及び被告発者との直接の利害関係を有しない者とし、その過半数が学外有識者で構成されていなければならない。

3 専門的事項の調査が必要な場合及び調査委員会委員長が必要と認めた場合は、本調査を行う調査委員会に学部等調査委員会を置くことができる。

(研究活動等調査委員会構成員に関する異議申立て)

第10条 理事長は、前条の調査委員会を設置したときは、調査委員の氏名及び所属を、告発者及び被告発者に通知する。

2 告発者及び被告発者は、前項の通知を受けとった日から14日以内に異議申立てをすることができる。

3 理事長は、前項の異議申立てがあつた場合、その申立てを公正研究活動等規程第11条に規定する大学運営協議会において審査させ、必要であると認める場合は、調査委員を変更し、告発者及び被告発者にその旨を通知する。

(本調査)

第11条 理事長は、本調査を行う決定をした場合は、告発者及び被告発者に、本調査を行うことを

通知し、本調査への協力を求める。

- 2 被告発者が、本学以外の機関に所属しているときは、当該機関にその旨を通知する。
- 3 調査委員会は、本調査を行う決定後、30日以内に本調査を開始しなければならない。
- 4 調査委員会は、本調査の開始後、原則150日以内に本調査を完了し、配分機関等及び関係省庁に調査結果、不正発生要因、不正に関与した者が関わる他の競争的資金等における管理・監査体制の状況、再発防止計画等を含む最終報告書を提出しなければならない。
- 5 調査委員会は、本調査において、告発者が了承した場合を除き、調査関係者以外の者及び被告発者に告発者が特定されないよう配慮しなければならない。

(調査方法)

第12条 本調査は、告発があった事案に係る研究活動に関する論文、実験・観察ノート、生データ等の各種資料の精査、関係者のヒアリング、再実験により行う。なお、被告発者の弁明は、必ず聴取しなければならない。

- 2 被告発者の前項の弁明は、科学的根拠を示して説明しなければならない。
- 3 告発のあった事案に係る研究活動以外の活動は、必要に応じて本調査を行う。
- 4 調査委員会は、再実験等を被告発者に求める場合又は被告発者からの申出があった場合は、合理的に必要と認められる範囲内で、調査委員会の指導・監督の下、再実験をすることができる。
- 5 告発のあった事案に係る被告発者以外の研究活動関係者においては、必要に応じて本調査を行うことができる。
- 6 調査委員会は、第1項の調査事項について、告発者、被告発者及び関係者に通知する。
- 7 告発者及び被告発者等は、本調査に誠実に協力しなければならない。
- 8 理事長は、本学以外の機関において調査が行われ、当該機関から協力を要請された場合は誠実に協力しなければならない。

(証拠の保全措置)

第13条 調査委員会は、告発があった事案に係る研究活動に関する資料等の保全措置を講ずるものとし、本学以外の機関に係る告発事案の場合も本学以外の機関の要請に応じ、同様の措置を講ずる。

- 2 被告発者は、資料等の保全措置に影響しない範囲内で、研究活動をすることができる。

(調査の中間報告)

第14条 理事長は、告発があった事案が国等に係る特定不正行為又は不正使用である場合は、配分機関等及び関係省庁の求めに応じ、本調査の完了前においても、調査の状況報告又は調査の中間報告を行う。

- 2 理事長は、正当な事由がある場合を除き、国等に係る不正使用である事案の場合は、配分機関等及び関係省庁の求めに応じ資料の提出又は閲覧及び現地調査に協力しなければならない。

(調査における研究又は技術上の情報の保護)

第15条 調査対象における公表前のデータ及び論文等の研究又は技術上秘密とすべき情報が、本調査の遂行上必要な範囲外に漏れることのないよう十分配慮しなければならない。

(資金等の一時的執行停止)

第16条 理事長は、調査委員会から、調査の状況報告又は中間報告を受けた後、必要に応じて、被告発者等に、調査対象の資金等の使用停止を命ずることができる。

(認定)

第17条 調査委員会は、研究活動における不正行為の場合は、不正の有無を認定し、不正と認定した場合は、不正の内容、不正に関与した者とその度合いの程度、不正の論文等及び不正の役割を認定する。

2 調査委員会は、不正使用の場合には、不正の有無を認定し、不正と認定した場合は、不正の内容、不正に関与した者とその度合いの程度、不正使用の相当額等について認定する。

3 調査委員会は、告発者が悪意の告発であると判明した場合は、告発者の弁明の機会を与えなければならない。

4 調査委員会は、調査結果を理事長に報告し、事案の内容に応じ、公正活動等規程第11条に規定する議会に併せて報告する。

5 調査委員会は、本調査中に不正の事実が一部において確認された場合は、速やかに認定し、配分機関等及び関係省庁に報告する。

(調査結果の通知及び報告)

第18条 理事長は、調査結果を速やかに告発者、被告発者及び不正に関与したと認定した者（被告発者を除く。）に通知する。

2 告発者、被告発者及び不正に関与したと認定した者（被告発者を除く。）が、本学以外の機関に所属している場合は、当該機関に調査結果を通知する。

3 理事長は、告発された事案が国等に係る特定不正行為又は不正使用である場合は配分機関等及び関係省庁に報告する。

4 理事長は、悪意の告発と認定した場合、告発者が本学以外の機関に所属しているときは、当該機関にその旨を通知する。

(不服申立て)

第19条 不正と認定された被告発者は、調査結果等を受けとった日から14日以内に、告発受付窓口を通じて理事長に書面により不服申立てをすることができる。ただし、被告発者は、当該期間内において、同一理由による不服申立てを繰り返すことはできない。

2 告発が悪意と認定された告発者及び被告発者の不服申立ての審査によって悪意と認定された被告発者は、当該認定について、前項の規定を準用し不服申立てをすることができる。

3 不服申立ての審査は、調査委員会が行う。

4 不服申立てが、新たに専門性の調査が必要と認められる場合は、理事長は調査委員を変更又は本学以外の機関等に審査をさせることができる。

5 不正があったと認定した被告発者の不服申立ては、調査委員会又は本学以外の機関等は不服申立ての趣旨、理由等により、当該事案の再調査を行うか速やかに決定する。

6 調査委員会又は本学以外の機関等は、当該事案の再調査を行わず不服申立てを却下した場合は、

速やかに理事長に報告し、理事長は被告発者に当該決定を通知する。

- 7 不服申立てが、事案の引延し及び認定後の措置の先送りの目的で行われていると調査委員会又は本学以外の機関等が認めた場合は、理事長は不服申立てを受け付けない。
- 8 不服申立ての再調査を決定した場合は、調査委員会又は本学以外の機関等は被告発者に対し、本調査の調査結果を覆すに足る資料の提出等、当該事案の速やかな解決に向けて、再調査に協力することを求める。なお、当該協力が得られない場合は、再調査を行わず、審査を打ち切ることができ、打ち切りを決定した場合は、速やかに理事長に報告し、理事長は被告発者に当該決定を通知する。
- 9 理事長は、被告発者から国等に係る不正の認定の不服申立てがあった場合は、告発者に通知するとともに、配分機関等及び関係省庁に報告する。国等に係る不服申立ての却下及び再調査の開始を決定した場合も同様とする。
- 10 調査委員会が、再調査を開始した場合は、50日以内に調査結果を決定の上、当該結果を速やかに理事長に報告し、理事長は当該結果を被告発者及び被告発者が所属する機関並びに告発者に通知する。
- 11 理事長は、第2項の規定に基づき悪意の告発と認定された告発者から不服申立てがあった場合は、告発者が所属する機関及び被告発者に通知する。
- 12 調査委員会は、悪意の告発と認定された告発者からの不服申立てを受け付けた日から起算して30日以内に再調査を行い、当該結果を速やかに理事長に報告し、理事長は当該結果を告発者、告発者が所属する機関及び被告発者に通知する。
- 13 理事長は、前3項及び当該事案が国等に係る特定不正行為又は不正使用である場合は当該結果を配分機関等及び関係省庁に報告する。

(調査結果の公表)

第20条 理事長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、速やかに調査結果を学内外に公表する。

- (1) 不正と認定した場合
 - (2) 調査中の調査事案が外部に漏えいした場合（告発者、被告発者及び相談者の了承を得たものに限る。）
 - (3) 故意ではない論文等の誤りの場合
 - (4) 悪意の告発と認定した場合
- 2 不正使用に係る調査結果の場合は、不正に関与した者の氏名・所属、不正の内容、公表するまでに行った措置、調査委員の氏名・所属、調査の方法・手順等を公表する。ただし、合理的な理由がある場合は、不正に関与した者の氏名・所属等を非公表とする。
- 3 第1項第2号の漏えいが、告発者、被告発者及び相談者の責による場合は、この限りではない。

(告発者及び被告発者に対する措置)

第21条 理事長は、不正が行われたと認定した場合、不正への関与が認定された者及び被認定者（関与したとまでは認定されないが不正が認定された論文等の内容について責任を負う者として認定された著者）に対し、学校法人高崎健康福祉大学教職員就業規則等に基づき必要な措置を講じ、不正と認定された論文等の取下げの勧告を行う。

- 2 理事長は、私的流用、悪質性が高い認定等の不正使用が行われたと認定した者に対し、刑事告発

及び民事訴訟の法的手続をする。

- 3 理事長は、悪意の告発と認定された場合、告発者に対し、学校法人高崎健康福祉大学教職員就業規則等に基づき、必要な措置及び民事訴訟の法的手続を行う。
- 4 理事長は、本学以外の機関に所属する告発者の場合は、当該通知を当該機関に通知する。

(理事長が被告発者等である場合の取扱い)

第22条 理事長が、被告発者又は不正に関与した者であるときは、内規中の理事長とあるのを理事長の職務代行と読み替えるものとする。

- 2 理事長が、告発者及び被告発者と不正を指摘された研究活動が論文のとおりの成果を得ることにより特許や技術移転等に利害関係を有する場合は理事長とあるのを理事長の職務代行と読み替えるものとする。

(秘密の保持等)

第23条 調査に関与した全ての者は、関係者の名誉、プライバシーその他の人権を尊重するとともに、知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

- 2 前項を遵守しない者は、学校法人高崎健康福祉大学教職員就業規則等に基づき、必要な措置を行う。

(関係機関との調整)

第24条 理事長は、本学以外の機関、国等と連絡等調整に努める。

(事務)

第25条 不正に関する事務は、関係部課等の協力を得て、研究活動における不正行為及び不正使用は総務部経理課において、それぞれ処理する。

(内規の改廃)

第26条 この内規の改廃は、理事長が行う。

(雑則)

第27条 この内規に定めるもののほか、不正に対する措置に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この内規は、平成27年4月1日から施行する。

高崎健康福祉大学研究倫理委員会規程

(設置)

第1条 高崎健康福祉大学以下(「本学」という)に、本学の研究に係る倫理に関する事項を統括するため研究倫理委員会(以下委員会」という)を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項について、学内の連絡調整および審議(研究倫理審査)の処理を行う。

- ①前条に定める委員会設置目的に関する事項
- ②学長・研究科長・学部長から諮問された事項
- ③教授会から諮問された事項
- ④本学教職員・大学院生、研究生から委員会に付託された研究審議事項
- ⑤その他、委員会での審議が必要な事項

(組織)

第3条 委員会は次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- 第1号 自然科学系の有識者がふくまれていること
- 第2号 人文・社会科学系有識者がふくまれていること
- 第3号 研究倫理委員会の設置者の所属しない有識者が複数含まれていること
- 第4号 研究対象者の観点を含めて一般の立場から意見を述べる者が含まれていること

- 2 前項第1号から第2号及び第4号の委員は、学長が命令し、第3号の委員は、学長が委嘱する。
- 3 委員の任期は2年とする。ただし、欠員が生じた場合に補充される委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員の再任は、妨げない。
- 5 必要に応じて専門部会を設けることができる。
- 6 委員会は、5名以上の男女両性で構成されていなければならない。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会には委員長1名及び副委員長数名を置き、委員の互選により選出する。

- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長が議長になれないときは、副委員長がその職務を代行する。

(議事)

第5条 委員会には委員の5名以上が出席しなければ議事を開き、議決することができない。

- 2 議事は出席した委員の3分の2以上でこれを決する。

(審査)

第6条 委員会は、別に定める研究倫理に関する審査基準(平成13年4月1日)等に基づいて、学内教職員からの申請された研究について審査する。

- 2 研究を審査する委員は、委員会出席の有無に関わらず、研究申請書類について「研究倫理審査表」で事前審査を行う。

3 「研究倫理審査表」については、学内教職員・大学院生・研究生に公開する。

4 委員は、自己の申請に係る審査に関与することはできない。

(迅速審査)

第7条 委員会は、次に掲げるいずれかの軽易な事項の審査について、委員長が指名する委員による迅速審査に付することができる。

①研究計画の軽微な変更の審査

②共同研究であって、既に主たる研究機関において倫理審査委員会の承認を受けた研究計画を実施しようとする場合の研究計画の審査

③侵襲を伴わない研究であって介入を行わないものに関する審査

④軽微な侵襲を伴う研究であって介入を行わないものに関する審査

2 迅速審査は委員長若しくは副委員長が審査員にならなければいけない。

3 迅速審査の結果は、迅速審査担当委員（委員長若しくは副委員長）が委員会に報告しなければならない。

(審査結果の通知)

第8条 委員長は、前条の審査が終了したときは、学長に審査結果を報告し、学長より申請者に通知するものとする。

(再審査)

第9条 委員会は、前条の通知について申請者から異議の申し立てがあった場合は、再審査をする。

ただし、再審査は、1回限りとする。なお、研究計画書の変更があった場合はこの限りではない。

(意見の聴取)

第10条 委員会が必要と認めたときは、委員会の委員の他に学内外の者の出席を求めてその意見を聞くことができる。

(情報公開)

第11条 委員長は、委員会で審議された情報のうち、個人情報等で公開が不相当と認められたものを除き、情報公開に努める。

(事務)

第12条 委員会の事務は、事務局各部の協力を得て、総務部総務課において処理する。

(雑則)

第13条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は委員会が定める。

附則 この規程は、平成13年4月1日から施行する。

この規程は、平成13年10月1日から改定施行する。

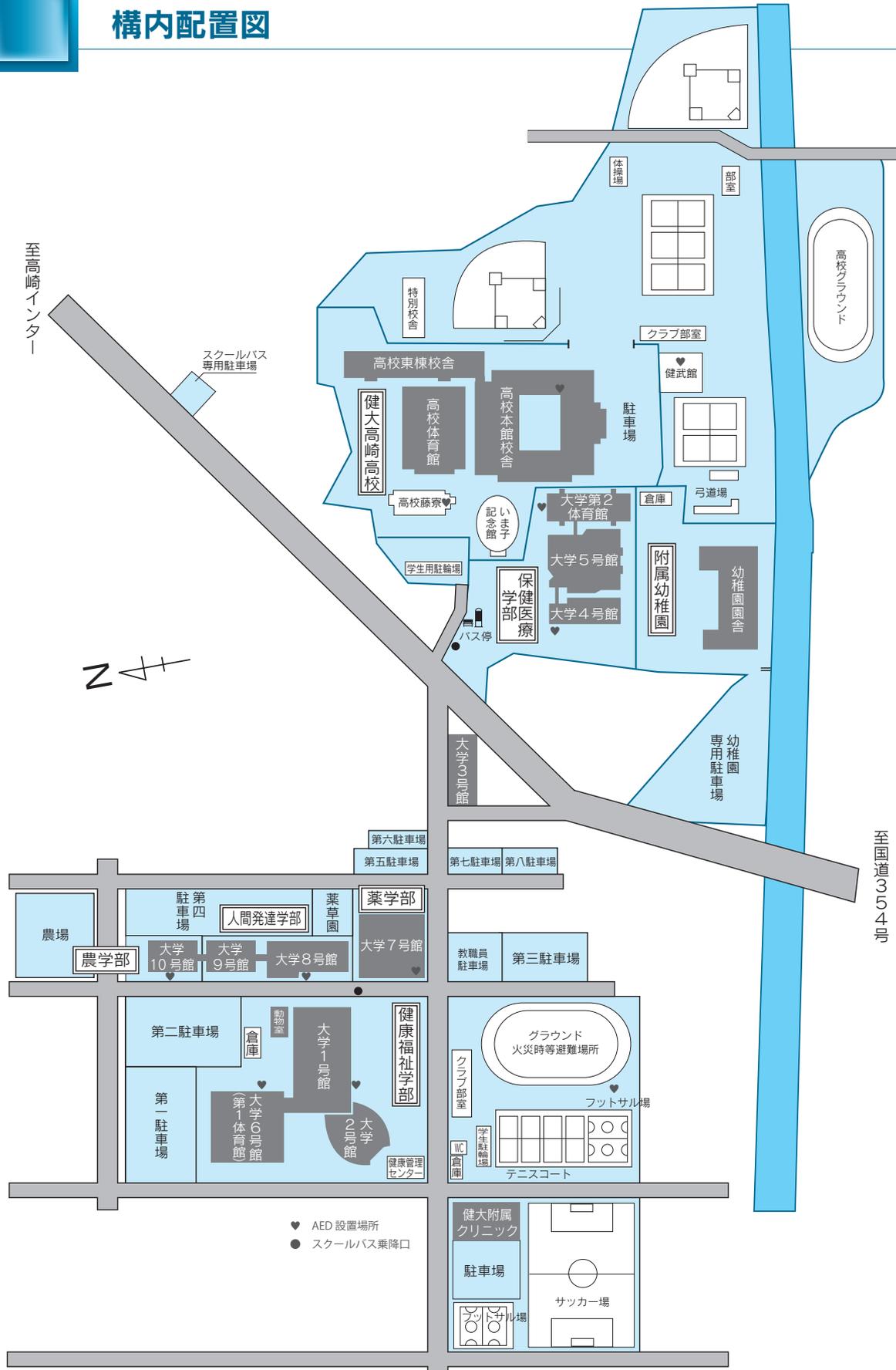
この規程は、平成15年11月1日から改定施行する。

この規程は、平成17年4月1日から改定施行する。

この規程は、平成19年4月1日から改定施行する。
この規程は、平成22年4月1日から改定施行する。
この規程は、平成23年4月1日から改定施行する。
この規程は、平成24年1月1日から改定施行する。
この規程は、平成27年4月1日から改定施行する。
この規程は、平成27年9月1日から改定施行する。
この規程は、平成27年10月1日から改定施行する。



構内配置図



10号館 (農学部)

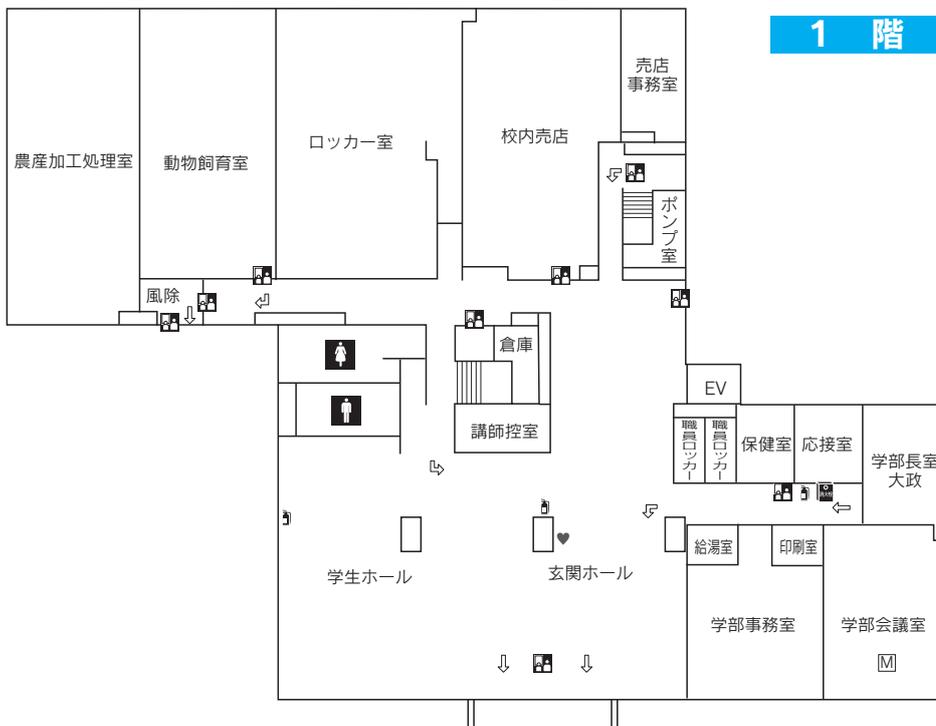
() 内は収容定員数

- =テレビ
- ▣=ビデオ
- ⊞=スクリーン
- ⊞=プロジェクター
- ⊞=マイク等

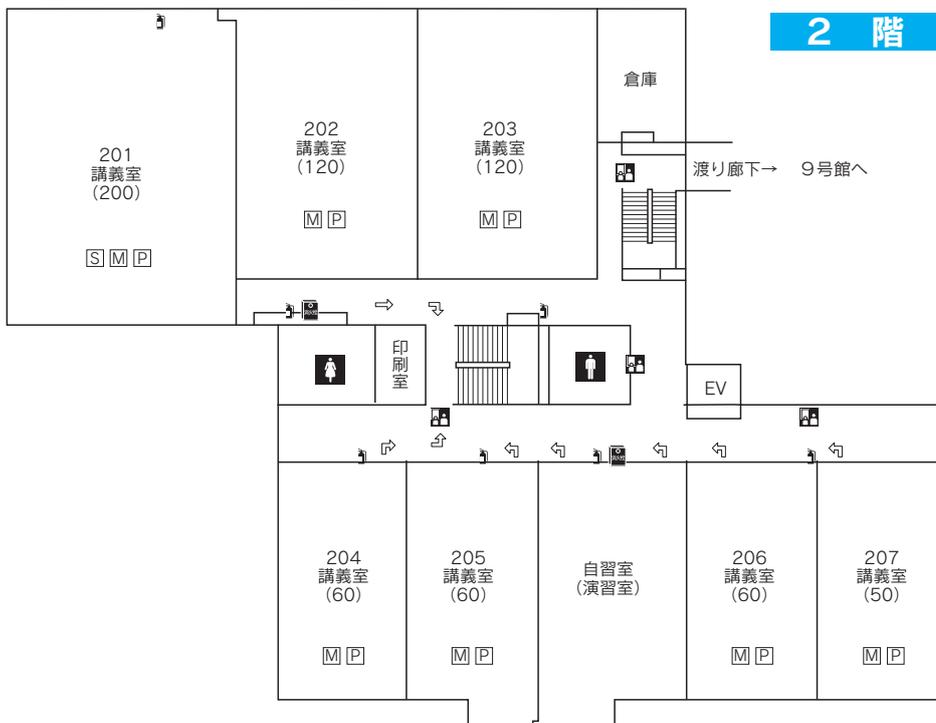
- ⊞ 非常口
- ⊞ 避難誘導灯
- ⊞ 屋内消火栓
- ⊞ 消火器
- ⊞ 避難緩降機
- ⊞ 消防用消火栓

- ↪ 避難経路
- ↑ 緊急避難時
緩降機経路
- ♥ AED 設置場所

1階



2階



10号館 (農学部)

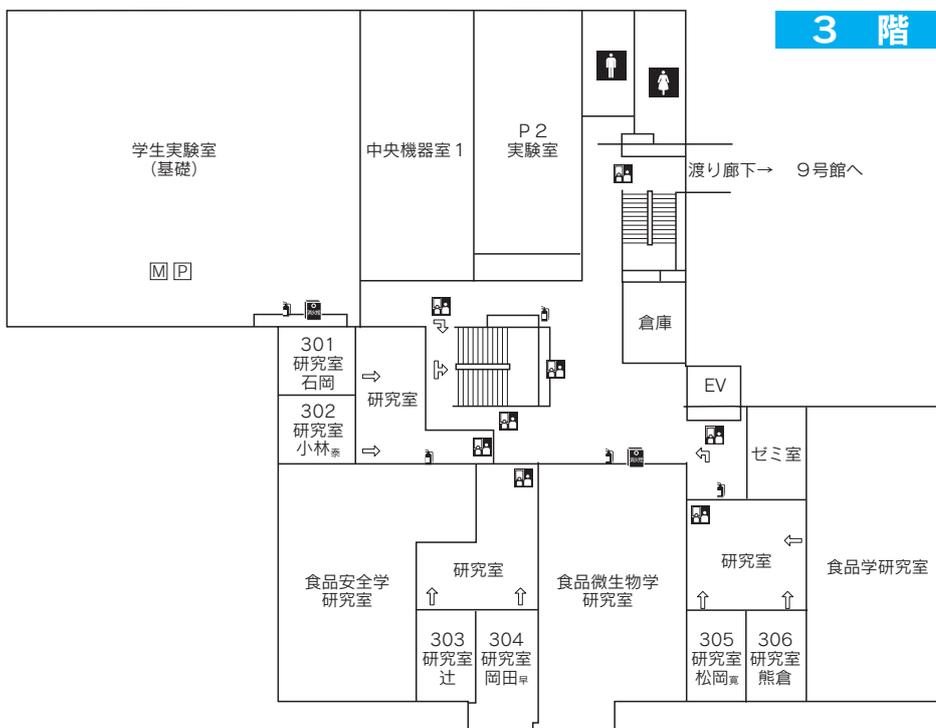
()内は収容定員数

- ☒=テレビ
- ☒=ビデオ
- ☒=スクリーン
- ☒=プロジェクター
- ☒=マイク等

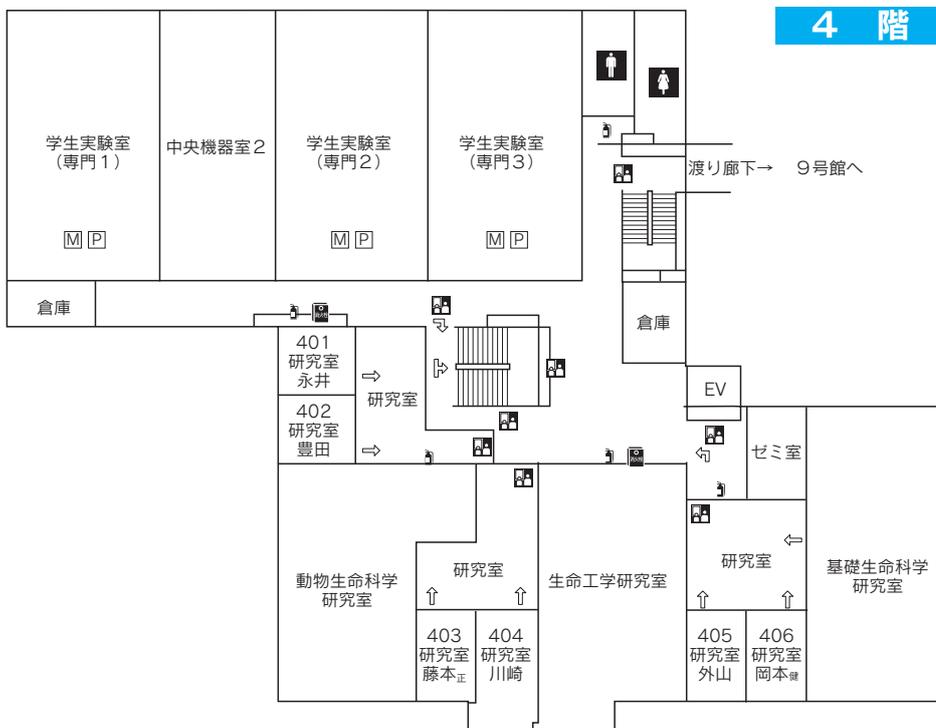
- ⚡ 非常口
- 🚪 避難誘導灯
- 🔥 屋内消火栓
- 🧯 消火器
- 🚒 避難緩降機
- 🚒 消防用消火栓

- ↪ 避難経路
- ↑ 緊急避難時緩降機経路
- ♥ AED設置場所

3階



4階



10号館 (農学部)

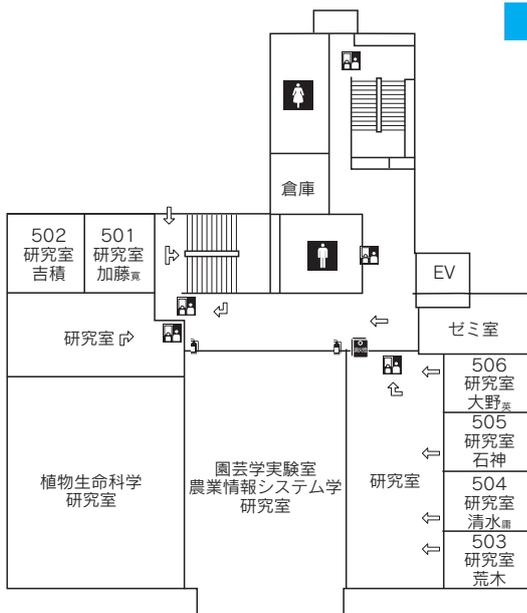
() 内は収容定員数

- =テレビ
- ▣=ビデオ
- ⊞=スクリーン
- ⊞=プロジェクター
- ⊞=マイク等

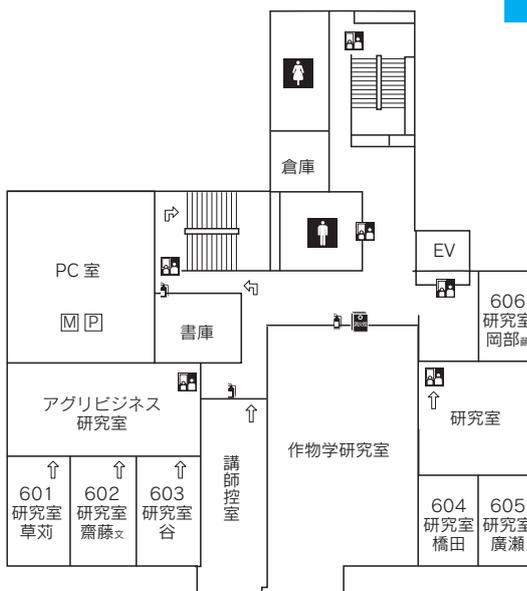
- ⬮ 非常口
- ⬮ 避難誘導灯
- ⬮ 屋内消火栓
- ⬮ 消火器
- ⬮ 避難緩降機
- ⬮ 消防用消火栓

- ↪ 避難経路
- ↑ 緊急避難時
緩降機経路
- ♥ AED 設置場所

5階



6階



農学部生物生産学科

生命科学コース

遺伝子工学、細胞工学など

作物園芸システム学コース

作物学、園芸学、農業情報システム学など

フードサイエンスコース

食品学、食品微生物学、食品安全学など

アグリビジネスコース

経済学、経営学、社会学など

農学研究科 生物生産学専攻

生命科学モデル

作物園芸システムモデル

フードサイエンスモデル

アグリビジネスモデル

専門分野の
垣根を超えた
学際的学び

コース名（上段）と中心的学び（下段）

高崎健康福祉大学自己点検・評価規則

(目 的)

第1条 この規則は、高崎健康福祉大学学則第2条および高崎健康福祉大学大学院学則第2条により、本学における教育研究活動等の状況について、自己点検及び評価の項目等に関する事項を定める。

(自己点検・評価の項目)

第2条 自己点検・評価の項目は、公益財団法人大学基準協会の大学基準に準拠した次に掲げる10項目とする。

- (1) 理念・目的に関する事項
- (2) 内部質保証に関する事項
- (3) 教育研究組織に関する事項
- (4) 教育課程・学習成果に関する事項
- (5) 学生の受け入れに関する事項
- (6) 教員・教員組織に関する事項
- (7) 学生支援に関する事項
- (8) 教育研究等環境に関する事項
- (9) 社会連携・社会貢献に関する事項
- (10) 大学運営・財務に関する事項

(自己点検・評価運営の組織)

第3条 自己点検・評価は、FD・自己点検委員会（以下「委員会」）で対応する。

2 委員会の規程は別に定める。

(自己点検・評価の業務)

第4条 業務は次に掲げる事項とする。

- (1) 自己点検・評価項目、自己点検・評価要領等を含む自己点検・評価表の策定
- (2) 授業評価の実施と結果の集約
- (3) 自己点検・評価にかかわる報告書の編集
- (4) その他前項1から3項の目的を達成するために必要な事項

(自己点検・評価報告書)

第5条 委員会は、第2条で設定した自己点検・評価項目について、各学部、学部内の各学科、各種委員会等、およびそれぞれの部局に自己点検・評価を依頼し、その結果を文書にて提出することを求める。

- 2 委員会は、提出された自己点検・評価結果をとりまとめ、自己点検・評価報告書を作成する。
- 3 自己点検・評価報告書は、大学評価を受審した年度から数えて2年目、更に3年後、次の大学評価を受審する前年度にそれぞれ作成する。

(自己点検・評価の結果の公表)

第6条 学長は、前条第2項に定める報告書を公表するものとする。

(自己点検・評価の結果の活用方法等)

第7条 委員会は、自己点検・評価の結果を、大学運営協議会に報告するとともに、自己点検・評価項目、実施体制、実施方法、自己点検・評価結果の活用等について定期的に見直し、改善に努めるものとする。

- 2 大学運営協議会は報告に基づき改善を要する事項・方法等について、関係各部局に意見を述べることができる。
- 3 学長および所属長は、大学運営協議会が行った点検評価の結果に基づき、改善が必要と認められるものについては、その改善に努める。

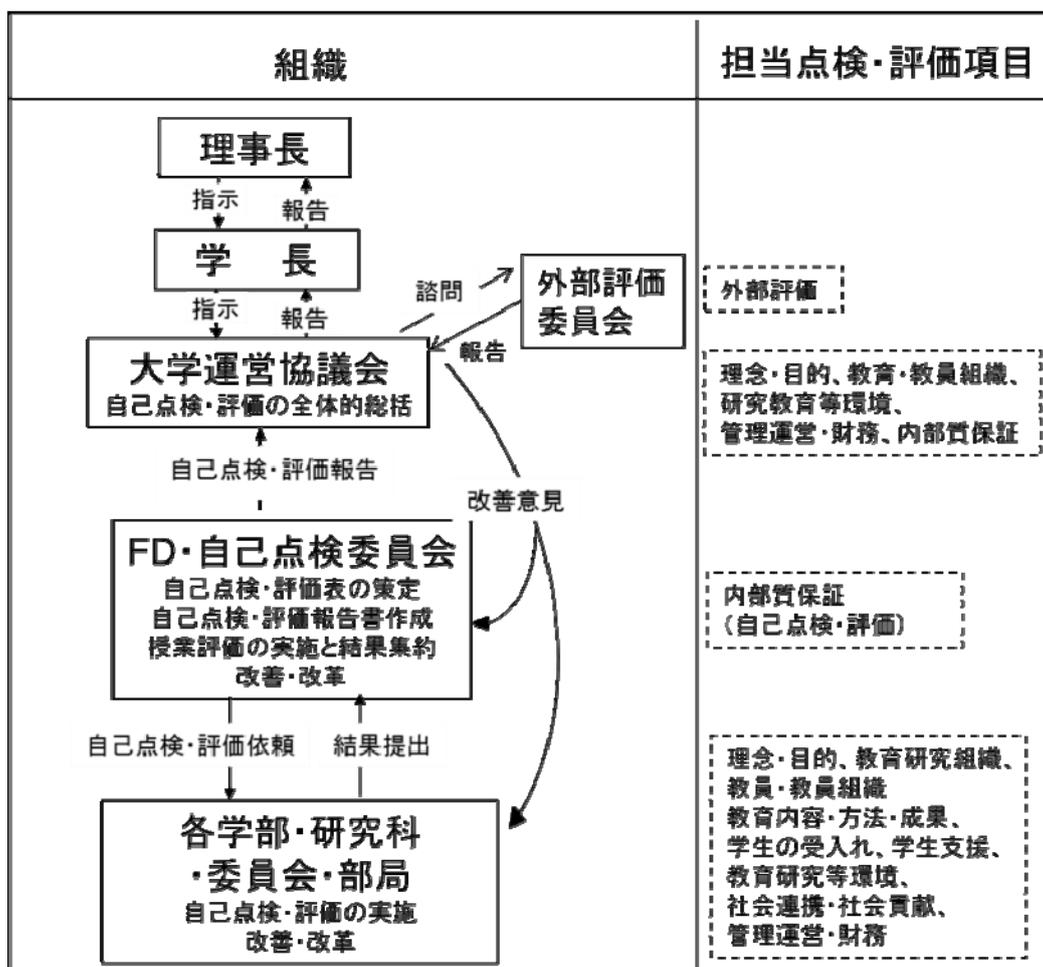
(改廃)

第8条 この規則の改廃は、FD・自己点検委員会の議を経て行う。

- 2 この規則に定めるものの他、自己点検・評価作業に必要な事項は、委員会がその都度定める。

附 則

1. この規則は、平成13年4月1日から施行する。
2. この規則は、平成19年11月1日から改正施行する。
3. この規則は、平成21年11月5日から改正施行する。
4. この規則は、平成24年4月1日から改正施行する。
5. この規則は、平成30年4月1日から改正施行する。



高崎健康福祉大学自己点検・評価体制